



(口) 昭和十三年度

服種別	男		女		比較増減
	交付年限	初年度經費 一ヶ年平均經費	交付年限	初年度經費 一ヶ年平均經費	
制服(冬)	二年目	三・三〇〇	二年目	三・〇〇〇	三〇〇
制服(夏)	同	一・七〇〇	同	一・〇〇〇	七〇〇
制帽(冬)	同	一・六〇〇	同	一・五〇〇	一〇〇
制帽(夏)	同	一・六〇〇	同	一・五〇〇	一〇〇
外套	四年目	二・九〇〇	同	三・〇〇〇	一〇〇
雨衣	二年目	八・三〇〇	同	四・七〇〇	三・六〇〇
腕章	一年目二個	七・六〇〇	三年目	二・八〇〇	四・八〇〇
計		三・八七〇		三・八七〇	〇・〇〇〇

# 省營自動車の技工養成に就て

津 田 直

## 一、技工養成の主旨

今回省營自動車では技工の養成定員を設置されることになった。此の設置の理由は御承知の如く自動車技工は特殊技能を特に必要とし、他の職と相違する點は相當廣範圍の仕事例へば鍛冶、製罐、熔接、電気、仕上、塗工、木工、縫工及旋盤と云ふ種別の大様を知り、尙此の上専門の自動車工学の概様から、基礎工学の概様を知つてることが條件であるので、其の技術の優劣は車輛の保守延びては人命にも及ぶ重大なる職責を有するものである。

而も今事變以來最近時局の影響を受け、新規採用者の素質著しく低下し、經驗ある優秀なる技術

者の採用は困難なるばかりでなく、かゝる技術者を相當多量に教育して置くことは現下の急務であろうと認め、之れを救済せんとするもので、概して本来の目的たる自動車技工の基礎的教育を施し以て技術の向上を圖らんとするに在る。

之れが養成の概要は十六―十八歳位迄の少年工を採用し、自動車技工として必要なる別紙の如き基礎的教育を或る期間に教育したる後本来の業務の側ら専門教育を修得せしむ。

教育の場所は各局に夫々或る人員を分配し、其の局独自の教育を施すものであるが、之れが標準は別表の如し。自動車區に於て直接教育する場合と従來見習工の教育をなしつつある處の鐵道工場に委託する場合とある。

## 【一】養成方法

(イ) 鐵道工場委託

A 鐵道工場に於ける養成

自動車技工として必要なる基礎的教育に重點を置き主として手仕上工としての實習をなさしむ

甲、期間 毎年十月一日より一ヶ年間

乙、教育大要、智徳、體育、技術を練磨し技工としての基礎的事項を教育す

(イ) 基礎工学、作業要領、作業上の注意、諸材料の性質及其の節約法、圖面の見方

見取圖の作成及簡單なる基礎工学一般

(ロ) 基礎實習(別表項目参照)

(ハ) 青年學校令に依る訓練の一部

(ニ) 鐵道精神の涵養

丙、其他

寄宿舎に收容し團體的訓練をする

B 自動車區に於ける養成

イの教育を一ヶ年間修了後は自動車區に配屬せしめて教育する

甲、期間十月一日より六ヶ月間

乙、教育、自動車の修繕教育に對する學科並に技術を教育す

(ロ) 自動車區養成は最初より自動車區に配屬し  
集合せしめた鐵道工場と略同程度の方法を以て  
教育し後段六ヶ月間の教育も亦同じ。

### 第二、教習科目及項目

(別表一及び二)

(第一表) 教習科目並所要時間表

局別	養成定員	鐵道工場 委託鐵道 工場名	自動車區 教育	科目		計	
				時間	學科		
東京	九	九	〇	上	一五〇	一、〇〇〇	一、一五〇
名古屋	二〇	一四	六	電機	一五〇	九〇	二四〇
大阪	九	九	〇	熔接	六〇	一四〇	二〇〇
廣島	二〇	〇	二〇	自動車工學	一五〇	〇	一五〇
門司	八	八	〇	鍛冶	三〇	六〇	九〇
仙臺	二二	二二	〇	塗工	二五	三五	六〇
札幌	二	〇	〇	製罐	一五	四〇	五五
計	八〇	五四	二六	木工	一五	四〇	五五

イ、養成施設 特別に設備費は施さず現在あるものを可及的利用す  
ロ、身分、職名、給額及年齢  
(イ) 身分 備人  
(ロ) 職名 技工  
(ハ) 給額 日給一圓程度  
(ニ) 年齢 十六―十八歳の男子  
ハ、教習科目別教習所要時間内譯...別表一参照

ニ、教習科目別による項目表...別表二参照

本表は自動車見習教育に當り教習すべき科目の項目を擧げたもので、工作局編纂の見習工教科書より必要な部分を記載せり。但し自動車工學に於ては、工作局編纂のものなきため自動車工學に於て項目を選定せり。尙科目中旋盤と鑄物に就ては、職場見學程度の教習であるから項目としては記載せず。

項目	時間	學科	實習	計
上	一五〇	一、〇〇〇	一、一五〇	
電機	一五〇	九〇	二四〇	
熔接	六〇	一四〇	二〇〇	
自動車工學	一五〇	〇	一五〇	
鍛冶	三〇	六〇	九〇	
塗工	二五	三五	六〇	
製罐	一五	四〇	五五	
木工	一五	四〇	五五	
旋盤	〇	三五	三五	
鑄物	〇	一〇	一〇	
基礎工學	三〇〇	〇	三〇〇	
體育	〇	二四〇	二四〇	
體育	五〇	〇	五〇	
計	九四七	一、六九八	二、六四五	

「備考」(イ) 一ヶ年三六五日の内休日七一日、  
實働二七四日一日九時間として定む

(ハ) 八月は夏季休暇とする關係上學科は概ね  
休講として實習見學及體育を主とする  
(ハ) 印必須項目△見學程度の科目

(第二表) 自動車技工教習科目及項目表

(昭和十四年度)

項目	時間	學科	實習	計
一ヶガキ	一	一	一	
二ヶガキ	二	二	二	
三ヶガキ	三	三	三	
四ヶガキ	四	四	四	
五ヶガキ	五	五	五	
六ヶガキ	六	六	六	
七ヶガキ	七	七	七	
八ヶガキ	八	八	八	
九ヶガキ	九	九	九	

一〇 ドレスサノ使ヒ方	二七	三四	マイクローメータノ使ヒ方	一一〇	三 撚線ノツナギ方(T型)	二二
一一 研磨盤用砥石ノ取付方	三一	三五	ガス管ノ寸法	一一二	四 電線ツナギ部ヘンダ付	二二
一二 卓上ボール盤	三七	三六	管切ノ使ヒ方	一一三	五 端子ノヘンダ付ト絶縁テープ捲キ	二三
一三 振錘ノ回轉數	三八	三七	ガス管接手ノ種類	一一四	六 電 壓	二六
一四 振錘ノ刃ノ形	四一	三八	管用ダイス廻ノ使ヒ方	一一五	七 電 流	二七
一五 木 ネ チ	四二	三九	管ノ曲ガ基準ノ使リ方	一一七	八 電 壓、電流ノ測定	二八
一六 皿穴ノアケ方	四三	四〇	管ノ曲ガ方	一一九	九 抵 抗	二九
一七 藥品ノ取扱方	四七	四一	管廻ノ使ヒ方	一二二	一〇 オームノ法測	三一
一八 金剝砂付パフ	五〇	四二	ユニオン管接手ノ使ヒ方	一二四	一 電 燈	三一
一九 パフ磨キ	五四	四三	フランジ管接手ノ締メ方	一二五	二 電 球	三三
二〇 ノギスノ使ヒ方	六一	四四	金切鉄ノ使ヒ方	一二十	三 電 熱	三四
二一 手廻タツプ又ツソノ使用法	六二	四五	板 取 リ	一二九	四 電 力	三五
二二 植込ミボルトノ植込ミ方法	六六	四六	板金ノケガキ	一三三	一五 電力量(キロワット時)	三六
二三 植込ミボルトノ抜き取り方法	六七	四七	折曲ガ	一三六	一六 電氣回路、導體、絶緣物	三七
二四 植込ミボルトノ曲リ直シ	六八	四八	ヘンダノ種類	一三九	一七 絶緣(又ハ被覆)電線ノ種類	三八
二五 外バス及内バスノ使ヒ方	六九	四九	ヘンダ付	一四一	一八 針金ノ徑及ビ銅線ノ抵抗	三九
二六 ボルト及ナットノ取扱方	七一	五〇	丸形油差ノ作り方	一四六	一九 安全電流	四〇
二七 弓鋸ノ使用法	七六	五一	圓筒接手ノハゼ組法	一四八	二〇 電壓降下	四四
二八 コツクノ摺合セ	九〇	五二	プレスノ使ヒ方	一四九	二一 フューズ	五一
二九 コツクノ空氣試験	九五	五三	硬 鐵 付	一五〇	二二 自動車電燈裝置電線ノ接続	五二
三〇 硫水器排水コツクノ修繕	九七	電 機			二三 電流計ト電壓計ノ用ヒ方	五三
三一 摺合セ用定盤ノ仕上方	九九	一 教 習 項 目			二四 直列ノ並列接続	五四
三二 キサガノ研ギ方	一〇四	電線ノ皮ムキ			二五 電線外徑ノ測リ方	五九
三三 直定規ノ仕上方	一〇七	二 撚線ノツナギ方(直線型)			二六 針金ゲージノ種類	六〇

二七	整流子ノ絶縁試験	六五	五一	電動機ノ回轉力及トルク	一一二	五	ガス切斷(ガス溶接)用具	一一二
二八	永久磁石	七六	五二	逆起電力	一一三	六	吹管ノ選擇	一一三
二九	磁力線	七七	五三	刷子ノ移動(電機子反作用)	一一五	七	吹管ノ太サ、酸素壓力及切斷速サノ關係	一一五
三〇	磁石ガ鐵片ヲ引付ケル理由	七九	五四	直線電動機ノ種類	一二七	八	ガス溶ノ調整	一一七
三一	電燈ト磁場	八一	五五	交流ト直流トノ相違	一三一	九	溶ノ調整及溶ノ支ヘ高サ	一一七
三二	コイルガ作ル磁場	八三	五六	交流ノ利點	一三三	一〇	減速弁ノ構造	一一三
三三	磁路	八四	五七	交流ノ周波數	一三四	一一	減壓弁ノ取扱方	一一一
三四	起磁力	八五	五八	單相交流	一三五	一二	ガス切斷ノ注意(一一一)四(一一三)一六	一一一
三五	電磁石	八六	五九	力率	一三八	一三	ガス切斷ノ練習(一、二)	一一六
三六	電壓ノ誘導	八九	六〇	自己誘導作用	一六〇	一四	ガス溶接ノ準備	一一八
三七	整流作用	九二	六一	相互誘導作用	一六一	一五	ビードノ置キ方(一一二)	一一九
三八	誘導電壓ノ大サ	九七	六二	變壓器	一六二	一六	吹管及溶接棒ノ持チ方	一一〇
三九	ブラシノ取付	一〇一	六三	變壓器ノ構造	一六六	一七	ビードノ良否	一一〇
四〇	電機子ノ拔出	一〇二	六四	自動車電氣學		一八	薄板ノ衝合接手ノ溶接	一一三
四一	磁極コイルノ分解	一〇三	六五	自動車配線圖		一九	厚板ノ衝合接手ノ溶接	一一三
四二	電機子ノ挿入	一〇八	六六	バッテリーノ原理、構造、取扱保守		二〇	角接手(開キ溶)ノ溶接	一一四
四三	ブラシノ摺合	一〇九	六七	充電器ノ原理種類構造取扱保守		二一	△形(60°)衝合接手ノ溶接	一一五
四四	試運轉	一一二	附録	電氣作業道具表一式		二二	△形(90°)衝合接手溶接ノ注意	一一六
四五	電流計、電壓計及回轉計ノ讀ミ方	一一三	一	教習項目		二三	袋穴及貫通穴ノ穴埋メ溶接	一一七
四六	特性曲線	一一四	二	ガス切斷		二四	厚サ不同ノ衝合接手ノ溶接	一一八
四七	定格	一一八	三	酸素		二五	管ト板トT接手溶接	一一九
四八	負荷ト回轉力	一一九	四	アセチレンガス		二六	管接手ノ溶接	一二〇
四九	過負荷	一二〇		ガス切斷ノ概念		二七	水槽ノ製作	一二一
五〇	直流電動機ノ原理	一二一						一二一

二八	T接手及重接手ノ隅肉溶接	三四	五一	補強フランジノ溶接	一二四	一八	炭素燒キ	一一〇
二九	重直溶接	三五	五二	圓筒縱接目溶接	一二五	一九	ビノ炭素燒キ	一一三
三〇	形鋼ノ溶接	三六	五三	圓筒ニフランジ溶接	一二六	二〇	滲炭ノ防護方法	一一六
三一	棒鋼ノ溶接	三七	五四	水槽ノ溶接	一二七	二一	滲炭ノ容器	一一七
三二	管ノ嵌接目衝合溶接	三八				二二	材料ノ加熱	一一三
三三	固定管ノ衝合溶接	三九				二三	擔バネノ製作及熱處理	一一四
三四	固定管ノ重合溶接	四〇				附録	鐵治作業道具表一式	
三五	嵌板溶接(一)(二)	四一	一	先手ハンマノ選ビ方	一	一	教習項目	八
三六	溶接歪ノ研究	四二	二	先手ハンマノ堅打ノ要領	二	二	セラツク塗粧	一〇
三七	電弧溶接ノ概念	四三	三	先手ハンマノ回シ打ノ要領	五	三	パフノ作り方	一一
三八	作業用器具	四四	四	先手ハンマノ横打ノ要領	八	四	鑄止塗	一一
三九	直流電弧溶接機	四五	五	キーンノ火造	九	五	セラツクワニス塗	一一
四〇	交流電弧溶接機	四七	六	コークス爐ノ取扱方	一四	六	ワニス塗粧	一九
四一	交流電弧溶接機	四八	七	片手ハンマト先手ハンマノ開キ方	一七	七	ワニス及セラツク塗部分ノ修繕	一九
四二	實習心得(一)心構ヘ	四九	八	片手ハンマト先手ハンマノ開キ方	三三	八	ペイントノ成分	二五
四三	同(二)災害豫防	五〇	九	丸箸ノ火造	四二	九	ペイントノ種類	二五
四四	同(三)姿勢	五一	一〇	タガネ	四四	一〇	赤ペイントノ調合	五八
四五	電弧	五二	一一	片手ハンマノ火造	四九	一一	黒ペイントノ調合	六一
四六	溶接ノ準備作業	五三	一二	鑄接	六三	一二	赤ペイントノ調合	六一
四七	電弧ノ飛バシ方	五四	一三	傷害ノ豫防	六六	一三	ペイント塗粧法	六四
四八	溶接々手ノ表示方	一一一	一四	平タガネノ熱處理	八五	一四	エナメルペイントノ成分及種類	六六
四九	溶接物取付臺	一一六	一五	溫度計	一一四	一五	エナメルペイントノ成分及種類	九〇
五〇	溶接假付用結具	一一七	一六	高溫計	一一五	一六	漆液ノ成分及性質	九一
	給油口ノ溶接	一二三	一七	高溫計ノ取扱方	一二六	一七		九七

一五 漆液ノ種類	九八	錐ノ選擇	三二	四 同 (鋸据ノ姿勢)	六
一六 漆ノ焼付法	一二二	ソケット及スリーブ	三三	五 同 (挽キ方一、二)	七一八
一七 ラツカーノ性質	一二二	丸鋸ノ焼キ方	四二	六 鋸ノ縦挽練習(墨付)	九
一八 ラツカーノ成分	一二三	鋸縮メ作業	五五	七 同 (縦挽鋸)	一〇
一九 ラツカーノ種類	一二四	鋸ノコーキン作業	五九	八 同 (挽キ方)	一一
二〇 塗料吹付器	一二六	板ノ切斷	六一	九 平板ノ鉋削リ作業(鉋)	一二
二一 ラツカーノ薄メ方	一二六	鋸究ノリーマ通シ及皿取り	六五	一〇 同 (削リ臺)	一三
二二 ラツカーノ吹付塗方法	一二二	手作業ニ依ル丸鋸縮メ	六八	一一 同 (鉋ノ調整)	一四
二三 ラツカー塗故障ト手當方法	一二七	手作業ニ依ル丸鋸縮メ	七〇	一二 同 (削ル方向)	一五
二四 ラツカーノ塗粧法	一四一	丸鋸ノコーキント板コーキン	七一	一三 同 (姿勢)	一六
二五 ラツカー塗粧法(錆止塗、地塗地肌塗)	一四二	箱ノ製作(隅ニ山形鋼使用)	七二	一四 同 (鉋ノ動カシ方)	一七
二六 ラツカー塗粧法(下地ヘラ付)	一四三	鋼板ノ歪取法	七七	一五 同 (藥削リ)	一八
二七 ラツカー塗粧法(地塗)	一四四	平鋼ノ曲ゲ方	七九	一六 同 (中仕上)	一九
二八 ラツカー塗粧法(上塗)	一四五	形鋼ノ種類トソノ用途	八〇	一七 同 (仕上)	二〇
二九 ペイント又字書	一四六	形鋼ノ焼曲ゲ	八一	一八 札板ノ作り方(一、四)	二二
三〇 自動車外部ラツカー塗粧ノ修繕	一四八	プレスニ依ル曲ゲ方	八四	一九 鉋ノ修理(臺直シ、二)	二七
三一 防水塗料	一六八	坂曲ゲノケガキ	八七	二〇 同 (双ノ研ギ方一、二)	二九
		附録 製鐵道具表一式		二一 同 (双ノ裏出)	三一
				二二 ノミノ種類(一、三)	三三
				二三 柱類ノホソ穴ノ掘方(一、三)三六—三八	三三
				二四 柱類ノホソ穴ノ掘方(二、三)三九—四〇	三三
				二五 箱ノ作り方(胴付接合一、三)四一—四三	三三
				二六 同 (止接合一、二)	三四
				二七 同 (アイカキ接合一、二)四四—四七	三四

製鐵

一 鋸穴ノケガキ	二二	一 鋸ノ横挽練習(墨付一、三)	一一三	一八 比例式(一、二)	二二—二三
二 鋸ト鋸穴トノ關係	二九	二 同 (鋸ノ形狀)	四	一九 パーセント	二三
三 鋸究ノ大キサニ對スルネヂレ	二九	三 同 (鋸ノ良否)	五	二〇 量ノ單位	二四

木工

一 鋸ノ横挽練習(墨付一、三)	一一三	一 寸法ノ測方	一	二一 密度ト比重	二五
二 同 (鋸ノ形狀)	四	二 コンパスニ寸法ノ移シ方	二	二二 比重ノ使ヒ方	二六
三 同 (鋸ノ良否)	五	三 製圖ノ尺度	三	二三 短形ノ面積	二七

基礎工學

二八 同 (ホソ接合)	四九	一 寸法ノ測方	一	二四 代數式(一、二)	二八—二九
二九 同 (蟻接合)	五〇	二 コンパスニ寸法ノ移シ方	二	二五 平方根	三〇
三〇 同 (木釘止)	五一	三 製圖ノ尺度	三	二六 平方根ノ求メ方(一、三)	三一—三三
三一 同 (ハシヤクリ接合)	五二	四 三角形ノ畫キ方	四	二七 直角三角形ノ應用(一、四)	三四—三七
三二 棒ノ作り方	六一—六五	五 五角 度	五	二八 圓周(一、二)	三八—三九
三三 柱土臺類ノ直角接合(胴付)	六九	六 ガラスコップノ見取圖	六	二九 反比例(一、二)	四〇—四一
三四 柱、土臺類ノ直角接合(ホソ一、二)	七〇—七一	七 投影圖(一、二)	七—八	三〇 切削速度	四二
三五 同 (止)	七二	八 中心線、實線及寸法線(一)	九	三一 砥石車ノ周速度	四三
三六 柱、土臺類ノ縱繼手(一—三)七三—七五	七二	九 中心線、實線、點線及寸法線(二)	一〇	三二 ノギスノ使ヒ方	四四
三七 帶鋸盤(一、二)	七六—七七	一〇 第三角投影法	一一	三三 圓ノ面積	四五
三八 圓 鋸 盤	七八	一一 スケヤトハンマノ投影圖	一二	三四 扇形及割分	四六
三九 ボール盤	七九	一二 斷 面 圖	一三	三五 立體ノ表面積及體積(一、四)四七—五〇	四七
四〇 手押鉋盤	八一	一三 工作 圖	一四	三六 藥品重量ノ計算(一、二)五一—五二	四七
四一 自動鉋盤	八二	一四 原圖、透寫圖及青寫真	一五	三七 力及力ノ圖示	五七
四二 ホソ突盤	八三	一五 製圖ノ見方(一、二)	一六	三八 重心(一、二、三)五八—五九—六三	五七
四三 木工旋盤	八九	一六 簡單ナ製圖	一九	三九 力及モーメント	六〇
四四 木材ノ乾燥	一四二	一七 比及比例式	二〇	四〇 力及モーメントノ釣合	六一—六二
四五 木材ノ自然乾燥法	一四三			四一 摩擦カ(一、二)	六五—六六
四六 木材ノ人工乾燥法	一四四—一四五				

縫工

(一) 木材ノ種類	一四四—一四五				
附録 木工作業道具表一式					

四二	力ノ合成	六七	六六	ヘッド	一一〇	九〇	伸ビ率	一四六
四三	摩擦係數(一一二)	六八	六九	流體ノ動壓力	一一一	九一	鋼材ノ種類	一四七
四四	作用及反作用	七一	六八	壓縮空氣	一一二	九二	使用内力ノ安全率	一四八
四五	テコ、クランク機構(一一三)	七三	六九	ボイルノ法則	一一三	九三	(内力歪)線圖	一四九
四六	行程トクランク半径	七七	七〇	溫度(一一二)	一一四	九四	彈性限界ト耐久限界	一五〇
四七	速サ及速度	七八	七一	熱	一一六	九五	降伏點及結局強サ	一五一
四八	加速度(一一二)	七九	七二	熱容量ト比熱	一一七	九六	彈性係數(引張)	一五二
四九	力	八一	七三	熱ノ傳導作用	一一八	九七	壓縮内力	一五三
五〇	運動量及力積(一一三)	八三	七四	熱傳導率及對流作用	一二九	九八	彈性係數(壓縮)	一五四
五一	引張力(一一二)	八五	七五	熱ノ幅射作用	一二〇	九九	延ビ性	一五五
五二	走行抵抗	八六	七六	固體ノ膨脹	一二一	一〇〇	前断内力(一一二)	一五六
五三	仕事(一一五)	八八	七七	液體及氣體ノ膨脹	一二二	一〇一	胴板ノ引張内力	一五八
五四	位置及運動ノエネルギー	九二	七八	シャルノ法則	一二五	一〇二	銲接手	一五九
五五	速度ノ合成	九三	七九	ボイルシャルノ法則	一二四	一〇三	銲接手ノ種類及各部寸法	一六〇
五六	工率	九五	八〇	蒸氣(一一二)	一二五	一〇四	梁及ソノ支持力	一六一
五七	クレンノ最大トルク	九六	八一	蒸氣ノ膨脹(一一二)	一二七	一〇五	片持梁(一一三)	一六二
五八	容器及機械效率	九七	八二	仕事ト熱	一三一	一〇六	曲ゲモトメント	一六五
五九	ポンプノ仕事	九八	八三	速心力(一一二)	一三二	一〇八	曲ゲ内力及抵抗モトメント	一六六
六〇	氣壓、絶對壓力及ゲージ壓力	九九	八四	機械ノ六要素	一三四	一〇八	断面係數	一六七
六一	壓力計	一〇〇	八五	テコ	一三五	一〇九	許シ曲ゲ内力	一六八
六二	バスカルノ原理	一〇一	八六	制動力	一四一	一一〇	曲ゲ強サ(一一二)	一六九
六三	ポンプ(一一四)	一〇三	八六	引張力	一四三	一一一	擔バネ(一一三)	一七一
六四	水壓プレス(一一二)	一〇六	八八	引張内力	一四四	一一二	蔓卷バネ	一七四
六五	重力ニ依ル水ノ壓力(一一〇)	一〇九	八九	材料ノ強サ	一四五	一一三	捻リ内力	一七五

一一四	荷重バネ	一七六	一三七	硬度及硬度計	二二一	一六	傳導裝置ノ組織	
一一五	軸バネ	一七七	一三八	ブリネル硬度トショアー硬度トノ關係	二二六	一八	變速機	
一一六	相當曲ゲモトメント	一七八	一三九	ショアー硬度測定上ノ注意	二二七	一九	推進軸	
一一七	滑車(一一三)	一七九	一四一	自動車用鋼材ノ種類ト熱處理	二二八	二〇	減速裝置及差動裝置	
一一八	差動卷上機	一八二		衝擊試驗		二一	走行裝置ノ組織	
一一九	鋼索(一一二)	一八三	一四一	自動車用鋼材ノ種類ト熱處理		二二	後車軸	
一二〇	ネチ(一一三)	一八五				二三	車軸及タイヤ	
一二一	斜面	一八八				二四	車枠及擔バネ	
一二二	クサビ及ネチ	一八九				二五	操縱裝置ノ組織	
一二三	ベルト車(一一三)	一九〇	一四二	教習項目		二六	舵取裝置	
一二四	ベルトノ傳導效率	一九三	一四二	一 自動車ノ定義ト分類		二七	速度調節裝置	
一二五	齒車(一一二)	一九四	一四五	二 自動車ノ構成		二八	制動裝置	
一二六	ラックトウオーム	一九六	一四五	三 各裝置ノ名稱及働キ		二九	チーゼル自動車機關ノ構造	
一二七	齒車ノツナガリ(一、三)	一九七	一四八	四 ガソリン機關ノ作用ノ原理		三〇	チーゼル自動車ノ作用原理	
一二八	バックギヤ裝置	一九九	一四八	五 四サイクル機關		三一	チーゼル自動車機關ノ燃料	
一二九	差動齒車(一一三)	二〇〇	一四九	六 二サイクル機關		三二	チーゼル自動車燃料噴射ポンプ	
一三〇	鐵、鋼、銑鐵	二〇三	一五〇	七 インチケータ線圖		三三	弁及燃燒室ノ形狀	
一三一	銑鐵(鑄鐵)	二〇四	一五〇	八 機關ノ馬力		三四	薪炭瓦斯發生裝置ノ原理及構造	
一三二	鋼ノ製造	二〇五	一五一	九 ガソリン機關主要部ノ構造		三五	自動車ノ取扱及保守	
一三三	含有量主成分ニ依ル鋼材ノ種類	二〇六	一五一	一〇 冷却裝置		三六	檢査修繕規程	
一三四	加工法ニ依ル鋼材ノ種類	二〇七	一五二	一一 燃料供給裝置				
一三五	鋼材ノ加熱ト伸ビ性	二〇八	一五三	一二 點火裝置				
一三六	鋼(炭素鋼)ノ熱處理(一一、二)	二〇九	一五三	一三 始動裝置				
			一五四	一四 給油裝置				
			一五五	一五 排氣裝置				



# 自動車の事故防止に就て

中山 律

事故の内容を見ると

- 一、不馴の爲め
- 二、智識の不足に依るもの
- 三、錯覺に依るもの
- 四、過勞に依るもの
- 五、怠慢に依るもの

以上の中一、二、は各自の勉強と監督者の指導と人選に依つて防止する事が出来三、の錯覺もその原因を探究すれば過勞や不馴に歸するのであらう。四、過勞に依るものは當事者の不衛生に依るものと不得止る家庭的事情に依る場合とがある。これ等も各自並に家族一同がその責任の重大な事を認識して自重すれば必ず防止する事が出来る。

五、の怠慢に至つては今更その防止方法を述べる必要もないと考へられるが、一言すれば責任の自覺を促す事である。その方法は監督者の有效と思はれるものを選ばば良いと思ふ。兎に角以上の如く有責事故は絶滅せしむる事は絶對的に可能である。

### (四) 従業員の教養を高めるには如何にするか

前述の如く有責事故を防止する爲めに各自の勉強と適當な人選を要するが、全員が一定の水準以

### (二) 省營自動車の所謂事故の絶無は不可能に近い

前述の如く省營自動車では天災に類する事迄事故として扱つて居るのであるからこれを絶滅する事は不可能と云つて良いと思ふ。即ち、雪害、水害等に依る路線障碍などに至つては、人爲的には克復する事はすこぶる困難である。

### (三) 省營自動車に於ても有責事故は皆無に出来る

しかしこの事故の中經營者運轉者に責任ありと認むる事故即ち有責事故と云ふのは、従事員各自の心掛で皆無にする事は可能である。今迄の有責

(一) 事故の概念  
一般的に事故と云ふと種々のものがあるが、此處では自動車の運轉事故のみ指して居るのである。この自動車の運轉事故の防止に就て運轉者並に經營者の受持つべき部門に就て述べて見たい。

で、事故とはどんなものかと云ふと、一言で明瞭に示した定義はない。それは決め方で事故ともなるし、事故とならない場合もあるからで、一例を示すと省營自動車では事故報告規程の第二條に事故の種別を次の如く示してある。

- 一、衝突二、接觸三、顛覆四、車輛火災五、路線障碍六、車輛故障七、脱出八、陥没九、運行妨害一〇、附隨車分離一一、運行遅延一二、死傷一三、其の他

しかし警視廳では之等の中でもその爲めに人體

上に達し居るならば特別の場合の外、人選と云ふ事は考へなくとも良い様になる。然らば各自は如何に勉強し又監督者は之を如何に指導したら良いか、は從來研究されて來た事柄であり、その地方の事情等に依つて一様には云へぬが一例を示すならば次の如きものも考へられる。

### (一) 達示法規類を充分に究める事

規則を知らないで思はぬ事故を起した例は少なくない、規則は複雑な世の中を歩く爲めの手引きであり信號である。而し如何なる規則でもあらゆる事柄をあらゆる場合に當嵌る如くには作られて居らない。だからその表面のみでなくその精神に就ても充分研究を怠つてはならない、指導の方法としては種々の場合を想定して之れに従事員に諮問して見その正しき解釋を授けるのである。尙この諮問の時機等に關しても乗務前等は乗務員の心境を混亂せしめる場合があるからこれは避けなければならぬ。

### (二) 使用する車輛の構造並に理論を知悉する事

車輛を検査し修繕し或は運轉する場合その構造も理論も知らないで作業したなら何んな事になるだらう、例へば充電機が点燈したきりになつて居たら一體何を意味するのだらうか、何も知らないものはその儘にしてしまふ。しかし次に來る

ものは電池の過放電であり、場合に依つては救援

車の世話を受ける事になる。又、こんな事は誰でも知つて居る事ではあらうが、配電器の回轉方向を誤認して居れば、點火時期の調整をなす場合益々不調に陥り、原因不明と斷ずるに至る事もあるわけである。又、構造さへ知つて居つたら至つて簡易に修理出来る故障も修理出来ず救援車を迎へる事になるのである。

以上の如く構造理論を究める事は極めて大切な事であるがそれを實行するには先づ車輛に親しむ事である。服が汚れるのを忌はす充分に近づくて研究しなければいけない。汚れるのを忌ふ様では駄目だ。運轉に従事する者も技工と一緒に車輛の分解もやり掃除もして見ねばならない。自分でやつて見て初めて親しみが出来るのである。次に書物を見る事である。實物を見ただけでは理論は判らない。書物に就いて之を究めるのである。訓練の方法としては時々種々の場合を想定して點檢並に應急處置を施さしめ、それを批判指導するのである。

### (三) 各自の技術を向上せしめる事

運轉手は運轉技術を檢査擔當者は檢査技術を修繕擔當者は修繕技術を研究し、僅かづゝでも改良を加へ行くべきである。檢査擔當者は故障發見の

動機を探究し、更に一步進めて早期に故障の發見

をする方法を考へ、修繕擔當者は故障箇所に關し前回如何なる修理を施しその何處に缺點があつたかを探究し、修理の方法の改良に資せしめ、運轉手は如何にして燃料の節約をなしうるか。如何にせば乗心地良き運轉をなしうるか等、常に心掛けねばならない。指導の方法としては競技會を催す方法もあり、諮問の方法もある。

### (四) 責任感を深める事

人に最も深き感と與へるのは責任を感じる事である。男が或る仕事をする時、それに對し十分な責任を感じなければならぬ。具體的に云へば例へば檢査擔當者ならば自分の檢査した車輛に何か故障が起きたならばその如何を問はず責任を負ふ覺悟を必要とする反面から云へば自分の檢査した車輛には絶對故障を起さぬと云ふ意氣と自信を以て檢査せねばならない。又運轉手としては如何なる車輛の故障にても、出庫に際し自分で仕業檢査をなし調子を調べて出て來た以上他に責任を轉嫁する如き氣持があつてはならぬ。かゝる場合如何に運轉したならば故障を惹起せずすんだかと反省する心に餘裕を持たねばならない。以上の如く各自が責任感を深くするならば雖ては技術も



向上し人の和も自ら至るのである。

(五) 常識を養ひ品性を陶冶する事  
交通機關に従事する者の中自動車従事員乗客との接觸の多い者はない。それ丈に常に常識を養ひ品性を陶冶して置かねばならない。又仕事をす

来る。昔から「地の利よく人の和」と云はれる如く人の和程力強いものはない。「人の和」があれば如何なる困難に遭遇しても敢然として之れに當る事が出来、之を打破する事が出来る。事故の絶滅てふ大事業には人の和を以て當らねばならない。人の和は必ず有責事故を皆無ならしめるものと確信する。

(五) 有責事故防止には家庭の協力が絶対に必要である

過勞に依る事故はその原因を多く家庭に藏して居る。即ち家人に病人があり心配事があり、或は經濟上悩み等の爲め精神を過勞する等又本人の勝手な不攝生或は過度の勉強等に依り心身を疲勞せしめ思はざる事故を惹起せしめるのである。

かゝる事故の撲滅には、本人の自覺に俟つのは勿論であるが、家庭の協力がなければ完成し得ないものである。それには我家の主人の仕事を理解し、その責任の重大なる事を認識して主人をして過誤なき様になければならない。それが家族としての最も良き協力である。

(六) 人の和は如何なる困難をも克復する

以上述べた事柄を實行したならば個人の品性は陶冶され水準は向上して自ら人の和を得る事が出

# 第五編 法規

- 一、自動車交通事業法(抜萃)……………三八五
- 一、自動車運輸事業の補償に關する件……………三八五
- 第三項の規程に依る補償に關する件……………三八五
- 一、運輸運轉従事員職制及服務規程(抜萃)……………三八六
- 一、省營自動車車掌及同運轉手採用規程……………三九〇
- 一、省營自動車車輛稱號規程……………三九〇
- 一、省營自動車運轉事故報告規程……………三九一
- 一、省營自動車運輸成績其の他報告方の件……………三九二
- 一、省營自動車運輸狀況調査方の件……………三九二
- 一、自動車貨物運送規則……………三九三

自動車補償勅令  
關係規程

自動車交通事業法

(昭和六年四月一日)  
法律第五十二號

第一條より第三十六條省略  
第三十七條 第一項第二項省略

國に於て自動車運輸事業を經營したる爲之と路線を共通にする自動車運輸事業者が其の區間に付事業を繼續すること能はざるに至りたるときは著しく収益を減少するに至りたるときは政府は勅令の定むる所に依り其事業者の受けたる損失を補償することを得殘存路線のみに付事業を繼續すること能はざるに至りたるるとき亦同じ  
第四章以下省略

自動車運輸事業の補償に關する件

(昭和十四年一月十四日)  
鐵道省令第一號

第一條 昭和十三年勅令第一號第一條昭和十三年勅令第五百二號(以下勅令と稱す)第一條第一項及第三項の規定に依る補償金の交付を受けんとする者は同條第四項の規定に依り事業廢止の許

可又は會社解散の認可を申請したる上補償金の交付を鐵道大臣に申請すべし勅令第二條第一項の規定に依る補償金の交付を受けんとする者は國の經營する自動車運輸事業の運輸開始の日より一年經過後自動車運輸事業者の營業年度に依る一年毎に營業年度經過後六月内に補償金の交付を鐵道大臣に申請すべし但し當初分に限り營業年度の關係に依り一年以上の期間に付申請することを妨げず

第一項の補償金の交付申請書には自動車運輸事業廢止の許可若しくは會社解散の認可に付監督官廳に爲したる申請書の寫及許可若しくは認可ありたる場合に於ては監督官廳の證明ある許可書若しくは認可書の寫を添附すべし  
第二條 補償金計算の場合に於ける興業費、殘存物件の價額、運輸收入及營業費は左の各號に依る  
一 興業費は自動車運輸事業者の決算に基き之を現物、帳簿及證憑書類等に對照し相當の財産價額消却額を控除し査定したる額  
二 殘存物件評價額は事業廢止の日に於ける有形財産の處分價額に付査定したる額  
三 運輸收入及營業費は國の經營する自動車運輸事業の運輸開始の日の屬する自動車運輸事業者の營業年度の前營業年度末より遡り既往三年間に

於ける実績を基礎とし常態と認めらるる年額但し之に依り難き場合には判明せる実績を基礎とし査定したる年額

第三條 勅令第一條第一項及第三項の規定に依る利益の年額の七分は、年利三分五厘のホフマン式計算に依り利益の年額に六、一六四を乗じて之を計算す  
第四條 勅令第二條第一項の規定に依る補償金は一年毎に之を計算す前項の補償金は自動車運輸事業者の營業年度に依る一年に付當該一年間の利益金額と合せ同期間に於ける毎月末興業費の月割平均額の百分の五に相當する金額を超過することを不得す  
前各項に付補償金を計算する期間に一年未滿の端數あるときは其の期間に應じて計算す

第五條 補償金を受くる権利は之を讓渡することを不得す  
附 則  
本令は昭和十三年勅令第五百二號施行の日より之を施行す

昭和八年勅令第二百  
五十一號自動車交通  
事業法第三十七條第  
三項の規定に依る補  
償に關する件改正の

第一條 國に於て自動車運輸事業を經營したる爲之と路線を共通にする自動車運輸事業者が其の區間に付事業を繼續すること能はざるに至り廢止したる場合に於ける補償金額は自動車運輸事業者の該區間に於ける利益の年額を基礎とし其の七分以内の所に依り計算し一時に之を交付す  
前項の場合に於て自動車運輸事業者の決算に基き鐵道大臣の査定したる該區間の興業費より殘存物件の價額を控除し殘額あるときは該殘額の範圍内に於て鐵道大臣の決定したる額を前項の規定に依る交付金額中に加算することを不得  
前二項の規定は殘存路線のみに付事業を繼續すること能はざるに至り廢止したる場合に於ける補償金の交付に付之を準用す  
前各項の規定に於ける補償金の交付を受けんとする者は國の經營する自動車運輸事業者の運輸開始の日より一年以内に其の事業廢止の許可又は會社解散の認可を申請することを要す  
第二條 國に於て自動車運輸事業を經營したる爲之と路線を共通にする自動車

件

(昭和十三年七月八日)  
勅令第五百二號

運輸事業者が其の區間に付著しく運輸収入を減少するに至つたる場合に於ける補償金額は國の經營する自動車運輸事業に轉嫁したりと認めらるゝ運輸數量に對する自動車運輸事業者の利益の減少額の範圍内に於て鐵道大臣の定むる所に依り計算し之を交付す

前項の規定に依る補償の期間は國の經營する自動車運輸事業の運輸開始の日より三年内とす

第一項の規定に依る補償金は前條の規定に依る補償金を交付する場合には之を交付せず

第三條 前二條の利益は運輸収入より營業費を控除したる殘額を謂ふ但し第一條の場合に於て殘額が運輸収入の百分の五に達せざるときは該收入の百分の五に相當する額とす

第一條の營業費及殘存物件の價額は事業廢止の日に於ける額に依る

第四條 興業費、殘存物件の價額運輸收入及營業費の計算に付必要なる事項は鐵道大臣之を定む

附 則  
本令は公布の日より之を施行す

及服務規程拔萃

(大正十四年四月十日  
鐵道省達第四七號  
昭和十三年十月五日  
鐵道省達第八五〇號)

第三章 自動車區從事員  
第一節 總 則  
第一條 自動車區從事員の職名、職務及指揮系統は左の通とす

職名	職	務	直接指揮者
自動車區長	所屬員を指揮監督し自動車區及自動車驛に屬する一切の業務を處理す	運輸事務所長又は鐵道局出張所長	
支 區 長	自動車區長の指揮に從ひ支區及自動車驛に屬する一切の業務を處理し所屬員を指揮監督す	自動車區長	
助 役	自動車區長又は支區長を輔佐し又は之を代理す	自動車區長又は支區長	
庶 務 掛	金銀及物品の受拂、保管、乗務員の作製、配車、出務表の整理、諸給與の仕出其他の庶務及營業事務に從事す	自動車區長又は支區長	
技 術 掛	自動車運輸技術の指導、自動車検査及修理に關する設計手續其他の保管、受渡に從事す	自動車區長又は支區長	
驛 務 掛	自動車驛に於ける旅客、荷物の取扱及之に附帶する一切の事務に從事す	自動車區長又は支區長	
自動車車掌	自動車に乘務し旅客の取扱並荷物受託、輸送及引渡に從事す	自動車區長又は支區長	
自動車運轉手	自動車運轉の補助其他の荷物の積卸、運搬受託、輸送及引渡に從事す	自動車區長又は支區長	
驛 手	自動車運轉の補助其他の荷物の積卸、運搬に關する業務に從事す	驛 務 掛	
技 工	自動車の検査、修繕其他の技術に關する業務に從事す	技 術 掛	
倉 庫 手	物品の保管及受渡に從事す	庶 務 掛	
荷 扱 手	自動車の乗務し荷物の積卸、運搬其他の業務に從事す	驛 務 掛又は自動車運轉手	
雜 務 手	物品の運搬、書類の送達、室内外の掃除其他の業務に從事す	庶務掛又は技術掛	

第二條 自動車區從事員は法規命令を守らるべきは勿論なるも旅客、荷主及公衆に對應するに當りては其の字句に拘泥して非常識に流れ相手方に不快を感じせしむるが如きことなき様に注意すべし

職務上旅客、荷主及公衆に對應せざるものに在りても自己の職務は運輸全般に密接なる關係を有することを考へ、誠實に其の職務を行ふべし

第三條 自動車區從事員は監督者を離れて職務を行ふ場合多きを以て常に諸規定の精神を會得し事に當りて臨機の處置に惑はざる様に心掛くべし

第四條 自動車區從事員は特に火の用心すべし

第二節 自動車區長

第五條 自動車區長は常に運輸の状況に注意し關係箇所長との連絡を保ち相協調して全般の成績を擧ぐる様に努むべし

第六條 自動車區長は旅客の來往、荷物の移動状態に注意し之に對應する處置を爲すべし

第七條 自動車區長は時々自動車驛從事員及自動車運轉手の職務並自動車の運轉状況を監視すべし

第八條 自動車區長は道路故障等の爲自動車不通となりたる場合に於ては運滞なく其の旨を周知せしむるの方法を採るべし

其の開通したる場合及豫め開通の時期を知り得たる場合亦同様とす

第九條 自動車區長は所定の自動車運行表及乗務割に依り自動車の運用及乗務員の乗務を適當に指定すべし

第九條之二 自動車區長は自動車運轉の模様を注意し必要に應じ適當なる運轉整理を爲すべし

第十條 自動車區長は乗務員をして其の携帶品並自動車附屬品及運轉用品の整備、時計の整正に努めしめ且時々之を検査すべし

第十一條 自動車區長は自動車運轉報告其他他所屬員の提出する報告類を點檢すべし

第十二條 自動車區長は自動車の取扱其他乗務上特に注意を要する諸點を乗務に先ち乗務員に知らしむべし

第十三條 自動車區長は常に自動車の状態に注意し若し不良のものあるときは之を修理し又は修理の手配を爲すべし

第十四條 自動車區長は所屬員を警備し油類、タイヤ其他消耗品の節約に努むべし

第十五條 自動車區長は自動車運轉手に非ざる者をして自動車の運轉に從事せしむることを得ざるも必要ある場合は自動車運轉免許證を有する者をして之に従事せしむることを得るものとす

第二節之二 支區長

第十五條之二 支區長の服務に付ては自

自動車區長の服務に關する規定に依る

第二節之三 助 役

第十五條之三 助役に付ては自動車區長又は支區長の服務に關する規定に依る

第三節 庶務掛

第十六條 庶務掛は出務表の整理を爲すときは嚴格に取扱ひ人に依りて差別するが如きことあるべからず

第十七條 庶務掛は俸給、給料、諸給與等の仕出を爲すときは出務表其他の書類と照合し間違なき様に注意すべし

第十八條 庶務掛は現金を取扱ふときは其の受渡及保管を嚴重に注意すべし

第十九條 庶務掛は從事員の名簿、履歴書及保證書等を常に完全に爲し置くべし

第二十條 (削除)

第二十一條 庶務掛は物品の保管を嚴重にし其の出納を爲すときは證據書類を確認の上現品の受拂及記帳に誤謬なき様注意し且時々帳簿と現品とを照合すべし

第二十二條 庶務掛は物品の使用状況に注意し常に請求に應じ配給し得る様努むべし

第二十三條 削除

第四節 技術掛

第二十四條 技術掛は自動車の検査を爲すときは其の方法及順序等に關しては鐵道局の定むる所に依るべし

第二十五條 技術掛は其の管守する運轉用及修繕用品等の整備に努め之が受授を明ならしむべし

第二十六條 技術掛は自動車庫に發着する際適當の位置に在りて其の運轉具合に注意すべし

第二十七條 技術掛は自動車の運轉手の指導に努むべし

第二十八條 技術掛は特に命ぜられたるときは自動車に乗込み其の運轉具合を検査すべし

第二十九條 技術掛は自動車の不良箇所を發見したるときは自動車區長又は支區長に報告し修理の手配又は手當を爲すべし

第三十條 技術掛は自動車の修理又は手當の爲自動車に差支を生ずるときは其の旨を自動車區長又は支區長に報告して其の指圖を受くべし

第三十一條 技術掛は自動車の機關、氣化器の習性に注意し自動車區長又は支區長及自動車運轉手に知らしむべし

第五節 驛務掛

第三十二條 驛務掛は自動車々掌、自動車運轉手等の驛に於ける職務に關し適當の指示を爲すべし

第三十三條 驛務掛は旅客の來往荷物の移動状態に注意し之に對應する處置を爲すべし

第三十四條 驛務掛は旅客及荷物の運轉表、自動車及列車運轉時刻表其他運輸上必要な諸表、諸規則を整へ置き旅客、荷主及公衆の申出あるときは之を閱覽に供し必要に應じて説明すべし

第三十五條 驛務掛は各種指示、指導標及廣告類を整理すべし

第三十六條 驛務掛は旅客、荷物の模様を注意し出札、改札、旅客の乗降、荷物の積卸等の爲自動車運轉せしめざる様に注意すべし

第三十七條 驛務掛は自動車の停車が長時間に亘り又は自動車運轉したるときは必要に依り其の旨を旅客に通告すべし

第三十八條 驛務掛は旅客携帶手荷物の品質、容積等が自動車内持込に適當するや否やに注意し若し適せざるものあるときは託送せしむる等相當の指示を爲すべし

第三十九條 驛務掛は乗車券類の發賣に當りては旅客の求むる等級、驛名、枚數等を誤らざる様に注意し殊に同一驛名及二途以上の經路あるときは其の線名及經路を確むべし

第四十條 驛務掛は旅客運賃及料金を徴收する場合に其の支拂に應ぜざる者あるときは其の旨を自動車區長又は支區

長に報告し其の指揮を受くべし

第四十二條 驛務掛は運賃の割引を爲すに當り割引證を要するものに對しては證票及其の記載事項の正否に注意すべし

第四十三條 驛務掛は乗車券類の發賣、荷物の受託等に當りては運賃、料金額を誤らず又現金の受授を正確にし殊に「償還の通貨を受取らざる様」に注意すべし

第四十四條 驛務掛は荷物の積付に注意し且荷物積載量の充實を圖り自動車の効率増進に努むべし

第四十五條 驛務掛は驛手、荷扱手、荷物集積請負人を指示警勵して荷物事故を發生せしめざる様に注意すべし

第四十六條 驛務掛は荷物を監査するときは危険品、受託制限品に非ざるや否やに注意すべし

第四十七條 驛務掛は貴重品の受取、引渡又は引繼に付ては特に其の受授を正確にすべし

第四十八條 驛務掛は荷物集積の状況を監視し荷物の集配を遅らしめざる様に注意すべし

第四十九條 驛務掛は荷物の保管を嚴重にし且之が取扱場所等を整理すべし

第五十條 驛務掛は貨物引換證附荷物に付ては荷物を受取らずして證券を交付し又は證券を回收せずして荷物を引渡すが如きことなき様に注意すべし

第五十一條 驛務掛は毎朝衡器を檢査し其の清掃に努むべし

第五十二條 驛務掛は運賃、料程、運賃區域、荷物集積區域表其他必要なる諸表を備へ常に之を完全に爲し置くべし

第五十三條 驛務掛は自動車運轉の模様を注意し必要に應じ自動車區長又は支區長の指示を受け適當なる運轉整理を爲すべし

第五十四條 驛務掛は構内又は自動車内に於て病傷者を生じたるときは應急の處置を施し必要なる手配を爲すべし

第五十五條 驛務掛は構内營業、其の従業員、仲仕、人夫等を監督すべし

第五十六條 驛務掛は驛内の掃除及整頓を警勵して旅客、荷主及公衆に不快を感じせしめざる様に努むべし

第六節 自動車車掌

第五十七條 自動車車掌は特に定められたる場合の外乗務すべき自動車の出發時刻より少くとも三十分前に出務すべし

第五十八條 自動車車掌は乗務に先ち關係ある諸書類を熟讀し且自動車區長又は支區長に就き乗務上必要なる指示を受くべし

第五十九條 自動車車掌は驛員の配置なき驛に乘降する旅客に對し乗車券類の發賣及集札を爲すべし

第六十條 自動車車掌は旅客乗降の際扉を開閉すべし

第六十一條 自動車車掌は扉を開閉するときは粗暴ならざる様又旅客の手足等を傷けざる様に注意すべし

第六十二條 自動車車掌は座席の整理、風紀及秩序の維持に努め若し濫に座席を塞ぎ同乗者に迷惑を及ぼすものあるときは適當の處置を爲すべし

第六十三條 自動車車掌は旅客携帶手荷物の品質容積等が自動車内持込に適合するものありと認めたるときは託送せしむる等相當の指示を爲すべし

第六十四條 自動車車掌は自動車に驛に近づきたるときは驛名を喚呼し尙乗換接続及停車時間等に付旅客に注意を與ふべし

第六十五條 自動車車掌は自動車の停車が長時間に亘る場合は必要に依り其の旨を旅客に通告すべし

第六十六條 自動車車掌は驛に乗降客なきことを確めたるときは自動車運轉手に通告して通過の手配を爲すべし

第六十七條 自動車車掌は自動車内に於て病傷者を生じたるときは應急の手當を施し必要なる處置を爲すべし

第六十八條 自動車車掌は自動車終著驛に於ては旅客の下車後直に車内を見廻り遺失物あるときは之を庶務掛に引渡すべし

第六十九條 自動車車掌は乗務中取扱ひたる現金は乗務を終りたる後滞留なく之を所屬の主任出納員に引續ぐべし

第七十條 自動車車掌は旅客の乗降荷物の積卸を速ならしめ自動車を遅らしめざる様に注意すべし

第七十一條 自動車車掌は荷物の引繼を完全にし又運轉中荷物の轉落雨漏等の事故を發生せしめざる様に注意すべし

第七十二條 自動車車掌は荷物の積付に注意し且荷物積載量の充實を圖り自動車効率増進に努むべし

第七十三條 自動車車掌は荷物の受託に注意し貴重品に付ては特に其の正確を期すべし

第七十四條 自動車車掌は荷物の受託及引渡を爲すときは其の手續を誤らざる様に注意すべし

第七十五條 自動車車掌は車窓、電燈其他車輛に不具合のものあることを發見したるときは適當の處置を爲すべし

第七十六條 自動車車掌は車内の清掃に注意し旅客に不快を感じせしめざる様に努むべし

第七十七條 自動車車掌は自動車發着するときは及雜沓の場所、曲り角、踏切道路其他運轉上注意を要する場所に於ては必要に應じ自動車運轉手に對し相當の合圖を爲すべし

第七十八條 自動車車掌は乗務中自動車運轉手が病氣其他の事故の爲執務す

ること能はざるときは他の自動車運轉手を迎ふる等の手配を爲すべし

第七十六條 自動車車掌は自動車に乘務するときは自動車及列車運轉時刻表、乗車券其他必要なる物品を携帶すべし

第七十七條 自動車車掌は自動車が出発時刻より少くとも三十分前に出務すべし

第七十八條 自動車車掌は自動車取締令道路取締令及關係地方廳の定むる施行細則を遵守すべし

第七節 自動車運轉手

第七十九條 自動車運轉手は特に定められたる場合の外乗務すべき自動車の出發時刻より少くとも三十分前に出務すべし

第八十條 自動車運轉手は其の乗務する自動車停止場在るときは其の進退停車位置、荷物の積卸等に關しては驛務掛又は驛長の指示に依るべし

第八十一條 自動車運轉手は旅客及公衆より質問を受けたる場合は運轉取扱に支障なき限り親切に應答すべし

第八十二條 自動車運轉手は自動車運轉用消耗品の節約に努むべし

第八十三條 自動車運轉手は乗務中は自動車運轉免許證を携帶すべし

第八十四條 自動車運轉手は乗務に先立ち自動車運轉手は乗務上必要なる事項を自動車區長又は支區長より聽き取り自動車を點檢し且揮發油其他他運轉用品を整へ運轉に差支なきことを確むべし

第八十五條 自動車運轉手は常に荷物輸送用の掛網、覆布、麻繩、簡易修繕用具等の自動車附屬品を整へ置くべし

第八十六條 自動車運轉手は荷物の輸送自動車運轉、修理に必要な物品以外のもので自動車に積むべからず

第八十七條 自動車運轉手は濫に無用の者を自動車に乘らしめ又は他人をして自動車運轉せしむべからず

第八十八條 自動車運轉手は運轉速度の制限及運轉時刻を嚴重に守るべきものとす

第八十九條 自動車運轉手は雜沓の場所曲り角、橋上、坂路等を行進し又は道路を横斷するときは絶えず警報器を鳴らしつゝ徐行し事故を發生せしめざる様に注意すべし

第九十條 自動車運轉手は看守人の執務し居らざる鐵道又は軌道（道路其他公衆の通行する場所に敷設する軌道を除く）の踏切道を通過するときは一旦停車し汽笛電音等の接近せざることを確めたる上運轉を繼續すべし

第九十一條 自動車運轉手は荷物の積付に注意し且荷物積載量の充實を圖り自動車の効率増進に努むべし

第九十二條 自動車運轉手は荷物を受授するときは之が引繼に注意し貴重品に發賣及集札を爲すべし

第九十三條 自動車運轉手は荷物受託及引渡を爲すときは其の手續を誤らざる様に注意すべし

第九十四條 自動車運轉手は荷物の運賃料金等を受取りたるときは乗務を終りたる後遅刻なく之を所屬の主任出納員に引續ぐべし

第九十五條 自動車運轉手は運轉中事故發生したるときは自動車車掌又は運轉手と協力して應急修理救援其他前後の手段を盡すと共に旅客、荷物に對し臨機の處置を誤らざる様に努むべし

第九十六條 自動車運轉手は乗務を終りたるときは自動車の運轉具其他他の模標を自動車區長又は支區長に報告し且運轉報告を提出すべし

第九十七條 自動車運轉手は自動車に車庫より仕業の爲出發するときは又は仕業を終りて歸庫したるときは其の各部を點檢し必要ある部分に注油すべし

第九十八條 自動車運轉手は自動車に仕業を終りて歸庫したるときは自動車車掌又は荷扱手と協力して自動車の洗滌を爲すべし

第九十九條 自動車運轉手は自動車取締令道路取締令及關係地方廳の定むる施行細則を遵守すべし

第八節 驛手

第一百條 驛手は旅客、荷主、公衆及車馬の集散する場所の混雜を來さざる様に努むべし

第一百一條 驛手は旅客携帶手荷物の品質容積等が自動車内持込に適合するや否やに注意し若し適合せざるものあるときは託送せしむる等相當の指示を爲すべし

第一百二條 驛手は荷物の積卸搬を爲すときは可擊に取扱ひ毀損等の事故を發生せしめざる様に注意すべし

第一百三條 驛手は荷物の取扱に付ては手釣類を用ふべからず

第一百四條 驛手は荷物置場を整理し且荷物の雨漏、盜難等の事故を起さざる様に注意すべし

第一百五條 驛手は驛内を掃除するときは旅客、荷主及公衆の迷惑とならざることを見計ひ且撒水其他の方法に依り塵埃の飛散せざる様に注意すべし

第九節 技工

第一百六條 技工は機械器具類を丁寧に取扱ひ其の手入保存に注意し且職場内を整頓すべし

第一百七條 技工は自動車の修理を爲すときは粗雑に流れざる様に注意し重要な部分に付ては入念に施工すべし

第一百八條 技工は自動車の一部を修理する爲其の部分に關係ある他の部分を取外したるときは併せて之をも檢査すべし

第一百九條 技工は自動車を修理するときは他の自動車より衝觸を受け又は自動車を動かすことなき様に手配すべし

第百十條 技工は自動車の修理を終りたるときは自動車區長又は支區長に報告して検査を受くべし

第百十一條 技工は自動車區長又は支區長より命ぜられたるときは自動車に乗込み其の運轉具合を検査すべし

第百十二條 倉庫手は常に物品を整理し倉庫内外を清掃すべし

第百十八條 荷扱手は乗務中自動車運轉手が病氣其他事故の爲執務すること能はざるときは他の自動車運轉手を迎ふる等の手配を爲すべし

第百十九條 荷扱手は自動車運轉手の指示に依り自動車の洗滌及掃除に従事し自動車の清掃に努むべし

第百二十條 荷扱手は自動車取締令、道路取締令及關係地方廳の定むる施行細則を遵守すべし

省營自動車車掌及同運轉手採用規程

第一章 總則
第一條 省營自動車車掌及同運轉手(以下單に自動車車掌及同運轉手と稱す)は本規程に依り之を採用す

省營自動車車輛關係規程

第四章 自動車車掌採用試驗は筆記試驗及人物考査とし筆記試驗は左の學科目に付中學校又は高等女學校第三學年修業程度を以て之を行ふ

四 法規(自動車及交通に關する取締令)
五 自動車構造及取扱方法
(ろ)技術試驗
運轉技能

B形旅客自動車(軸間距離三・八〇米以上四・三〇米未満のもの)
O形旅客自動車(軸間距離四・三〇米以上四・八〇米未満のもの)

普通貨物自動車 S
貨物自動車 T
貨物附隨自動車 X
特種自動車 Y

左表に依りシリンダ容積の合計、旅客自動車の車室形狀、標記荷重噸數又は用途を、第五位以下數字は位番號を示す

省營自動車運轉事故報告規程
(昭和九年八月)
第一條 省營自動車運轉に關する事故(以下單に事故と稱す)は本規程に依り之が報告をなすべし

となりたる場合又は運轉に支障を及ぼしたる場合  
七脱出 道路を脱出し運轉に支障を及ぼしたる場合  
八陥没 道路の地盤軟弱又は不整備の爲車輪埋没し運轉に支障を及ぼしたる場合  
九運行防害 運行中の自動車に投石發砲し又は路線上に障礙物を置き妨害顯著なる場合  
一〇附隨車分離 動力を有せざる車輛が分離せる場合  
一一運行遅延 運行の遅延したる場合但關係列車自動車(連絡船を含む)の事故に因り影響を受けたる場合を除く  
一二死傷 自動車に依り旅客、公衆に傷害を與へたる場合  
一三其他 前各號に屬せざる事故にして特に報告を要すと認むるもの  
第三條 事故發生したる場合は別表省營自動車運轉事故報告例(以下單に報告例と稱す)に依り之を報告すべし  
第四條 報告例に依り即報すべきものと定められたるものは電報に依り左記各號に從ひ即時之が報告をなすべし  
一 事故發生地所管運輸事務所長又は鐵道局出張所長より大臣及運輸局長に報告すべし(必要と認むる場合係線事務所長亦同じ)  
二 路線障礙等道路の状態に關する事故に付ては事故發生地所管保線事務所長又は鐵道局出張所長より別に工務局長に報告すべし  
三 死傷者五名以上を生じたる場合は事故發生地所管運輸事務所長又は鐵道局出張所長より別に官房保健課長に報告すべし  
四 鐵道局長は重大なる事故にして特に必要と認めたる場合は別に大臣に報告すべし  
第五條 前條に依る報告には左の事項を明示することを要す但し即時判明せざるものは調査の上速に其の結果を追報すべし  
一 發生日時 必要に應じ天候  
二 場所 區間に在りては兩端驛名及起點よりの驛程  
三 運行便及車輛番號必要に應じ附隨車番號、積載品名  
四 狀況並に損害の程度  
五 原因  
六 死傷者數、負傷程度、旅客公衆に在りては住所氏名職業年齢、職員に在りては職氏名  
七 處置  
八 道路を支障したる場合は開通豫定日時、開通したる場合は其の日時及最初に運轉したる運行番號  
第六條 報告例に依り様式甲號又は様式乙號に依り報告すべきものと定められたるものは自動車局長左の區別に從ひ

**省營自動車運輸關係規程**

省營自動車運輸成績其他報告方の件  
第一條 鐵道局長は所管自動車線に於ける運輸成績を調査し別表第一號様式に依り自動車運輸成績日報を作成し翌日午前七時迄に同様式電報略號に依り運輸局長宛報告すべし  
第二條 鐵道局長は所管自動車線に於ける車輛別運用状況を調査し別表第二號様式に依り自動車車輛別運用月末現在報告を作成し翌月初日に自動車運輸成績日報と同時に同様式電報略號に依り運輸局長宛報告すべし  
第三條 鐵道局長は所管自動車線に於ける自動車乗務員の勤務成績を調査し別表第四號様式に依り自動車乗務員勤務成績月報を作成し翌月十五日迄に運輸局長宛報告すべし  
第四條 鐵道局長は所管自動車線に於ける自動車運輸消耗品費を調査し別表第六號様式に依り自動車運輸消耗品費月報を作成し翌月十日迄に運輸局長宛報告すべし  
第五條 鐵道局長は所管自動車線に於ける關係經費を調査し別表第五號様式甲及乙に依り經費月報を作成し翌月十五日迄に運輸局長宛報告すべし  
第六條 鐵道局長は所管自動車線に於ける自動車検査及休車状況を調査し別表第八號様式に依り自動車検査及休車月報を作成し翌月十日迄に運輸局長宛報告すべし

**省營自動車運輸成績其他報告方の件**

省營自動車運輸成績其他報告方の件  
第一條 鐵道局長は所管自動車線に於ける運輸成績を調査し別表第一號様式に依り自動車運輸成績日報を作成し翌日午前七時迄に同様式電報略號に依り運輸局長宛報告すべし  
第二條 鐵道局長は所管自動車線に於ける車輛別運用状況を調査し別表第二號様式に依り自動車車輛別運用月末現在報告を作成し翌月初日に自動車運輸成績日報と同時に同様式電報略號に依り運輸局長宛報告すべし  
第三條 鐵道局長は所管自動車線に於ける自動車乗務員の勤務成績を調査し別表第四號様式に依り自動車乗務員勤務成績月報を作成し翌月十五日迄に運輸局長宛報告すべし  
第四條 鐵道局長は所管自動車線に於ける自動車運輸消耗品費を調査し別表第六號様式に依り自動車運輸消耗品費月報を作成し翌月十日迄に運輸局長宛報告すべし  
第五條 鐵道局長は所管自動車線に於ける關係經費を調査し別表第五號様式甲及乙に依り經費月報を作成し翌月十五日迄に運輸局長宛報告すべし  
第六條 鐵道局長は所管自動車線に於ける自動車検査及休車状況を調査し別表第八號様式に依り自動車検査及休車月報を作成し翌月十日迄に運輸局長宛報告すべし

**自動車貨物運送規則**

(昭和十四年十二月二十八日)  
鐵道省告示第二六一號  
第一條 鐵道省所管の自動車に於ける貨物の運送に付ては別段の定ある場合を除き本規則に依る  
第二條 左に掲ぐる貨物は運送の引受を爲さず  
一 一箇の高二・四米、幅一・六米又は重量二千斤を越ゆるもの  
二 貴重品にして貨物等級表上一級十割増のもの及火薬類にして甲種に屬するもの  
三 運送に付特殊の管理を要するもの  
第三條 自動車を経由し鐵道又は航路との相互間に互り運送する貨物は鐵道省に於て特に承諾したる場合を除き運送の引受を爲さず但し南線線を経由する宅扱及小口扱貨物は此の限に在らず  
註一 一自動車を経由し其の自動車と鐵道又は航路との接続驛と鐵道又は航路との相互間に發着する貨物に付ては本條の適用を爲さざるものとす鐵道又は航路を経由し自動車相互間に發着する貨物に付亦同じ

物に付ては本條の適用を爲さざるものとす鐵道又は航路を経由し自動車相互間に發着する貨物に付亦同じ  
補則一 本條の申込あるときは鐵道局長の指揮を受くべし  
第四條 左に掲ぐる貨物は鐵道省に於て特に承諾したる場合に限り運送の引受を爲す  
一 一箇の長四・五米、重量千斤又は容積三立方米を越ゆるもの  
二 水に容れたる活魚並に汚穢品  
三 貨物運送規則第三十一條第一項第一號乃至第三號の貨物にして經路指定の請求あるもの  
四 通し運送する車扱貨物にして列車又は連絡船指定の請求あるもの  
補則一 本條に定むる貨物の運送申込あるときは左に掲ぐる場合に限り驛長又は驛務掛に於て之を引受け其の他は鐵道局長の指揮を受くべし  
一 貨物の長、重量又は容積が本條第一號の制限を越ゆるも自動車に積載し得ること明かなるとき  
二 水に容れたる活魚は積合貨物に損害を及ぼす處なきとき又汚穢品は糞尿以外のものにして完全なる荷造を施し毫も臭氣を發し若し汚物漏出の處なきとき  
三 列車又は連絡船を指定したるものは別に定むる列車又は連絡船に

依り運送するとき  
註一 自動車の積載制限は左の通なるが長に付ては貨物の形態例へば細長きもの等に依り必ずしも此の制限に據らざることを得るを以て四・五米以下のものは  
一 五種積貨物自動車 二 五〇米  
二 種積貨物 三 〇〇米  
三 種積貨物 三 四〇米  
一 五種積附隨自動車 三 五〇米  
二 種積貨物 五 五〇米  
註二 第三號中の「別に定むる列車又は連絡船」とは列車又は連絡船指定貨物運送の件(昭和四年九月十日公報通報)に定むるものを謂ふ  
第五條 貨物の扱種別は宅扱小口扱及車扱とす  
通し運送する場合に在りては自動車と鐵道又は航路とは同一扱種別に依る  
第六條 一口と爲し得べき貨物の制限に付ては左に掲ぐるものを除き貨物運送規則第五條の例に依る  
一 自動車路線内發着車扱貨物の數量は十五連の貨車一車に積載し得る數量  
二 通し運送する自動車發着車扱貨物の數量は十五連の貨車一車に積載し得る數量  
第七條 貨物の引渡期間は鐵道の例に依る  
通し運送する場合の引渡期間は自動車と鐵道とを通し鐵道の例に依り之を計算す

通常の場合積載可能の見込なるもの之を越ゆるものは其の都度積載の能否を判断し積載し得ること明かなるときに限り本補則第一號に依り驛長又は驛務掛に於て引受け得るものとす  
(長) (幅) (高)  
一 一六〇米 二 四五米  
一 七二米 二 四〇米  
一 九五米 二 四〇米  
一 八〇米 二 四〇米  
一 六八米 二 三六米  
第十二條に依り一口の貨物を分割して引渡を受けたるときより之を計算す  
引渡期間は營業料程に依り之を計算す  
註一 輸送期間を計算する場合は自動車に在りても貨物營業料程に依らず營業料程に依るものとす  
第八條 荷送人は左に掲ぐる場合に限り貨物託送の際一口毎に貨物運送狀提出するものとす  
一 貨物引換證を請求する場合  
二 代金引換の取扱を請求する場合  
三 要價額を表示する場合  
四 車扱として通し運送する場合  
貨物運送狀を要せざる貨物の受託方及貨物運送狀の様式に付ては鐵道の例に依る

第九條 自動車と船舶のみに跨り運送する場合は貨物引換證の發行を爲さず  
第十條 貨物の荷造包装に付ては鐵道の例に依る  
第十一條 貨物の荷札に付ては鐵道の例に依る

補則一 一自動車路線内發着の貨物にして運輸上支障なしと認めたるものは荷札を省略せしむることを得  
第十二條 一口の貨物が自動車に積付くべき状態に於て長二・五米、幅一・六米若は高二・三六米又は重量千五百超を越ゆるときは運送の都度分割して貨物の引渡を受け又は引取を求むることあるべし

補則一 本條の制限を越ゆる貨物にして一車に積載し得ざる爲分割運送する場合は左の各號に依り取扱ふべし  
一 最初の便にて運送するものは貨物通知書に依り其の他の便にて運送するものは貨物送付書に依る  
と但し通し運送する場合を除き貨物送付書は時宜に依り之を省略することを得

二 發着は必要に應じ到着の都度引渡の手續を爲すこと此の場合貨物の引取時間は最終便の到着したる時より起算すること  
三 前二號の場合分割して引渡を受け又は引渡を爲すときは貨物送付書貨物通知書等に依り貨主との間に於ける受授を明かに爲し置くこと  
四 本條に依り分割して引渡を爲す場合の貨物保管料は一口として計算すること  
五 貨物通知書甲片又は貨物引換證は貨物全部の引渡を受けたる後之を交付すること  
六 現拂の運賃料金は著拂の運賃料金を引換代金、貨物引換證等は特別に定むる場合を除き受託若は最初に集貨の際又は最初に引渡の際其の全部を收受すること  
註一 第六號中の「特に定むる場合」とは貨物運送規則第七十九條補則二の例に依り取極め收受する場合を謂ふ

補則二 車扱貨物を發送又は搬送する場合に關係の向と打合せ其の都度運送の手配を爲すべし但し定期便に積載余力あるときは自動車に依り集貨又は配達を爲すものを除き定期便に依り運送することを得  
第十三條 自動車に於ける貨物の積卸は各扱とも鐵道省の負擔とす  
但し左に掲ぐる貨物にありては時宜に依り貨主の負擔(通し運送の場合接続驛に於ける積卸を除く)とすることあるべし  
一 一箇の重量三百超又は容積一立方米を越ゆるもの

に於ける受授を明かに爲し置くこと  
と  
は著驛に於て之を作成すべし  
第十七條 車扱貨物を貨主の責に歸すべき事由に因り届先に於て引渡すこと能はざる場合の取扱方に付ては宅扱貨物の例に依る但し再配達の取扱を爲さず  
第十八條 驛の中間に於て貨物の引渡方の請求あるときは左の各號の條件を具備したる場合に限り之に應ず  
一 貨物引換證付又は代金引換貨物に非ざるべきとき  
二 貨物の損害等に關し留保を爲さずして引取を承諾するとき  
三 正當荷受人たることを確認し得るとき  
四 運輸上の支障なきとき  
補則一 本條に依り驛の中間に於て貨物の引渡を爲す場合は貨物通知書乙片記事欄に其の要旨を記載し著驛の例に依り引渡を爲し貨物通知書、著拂運賃料金を之を著驛に引繼ぐべし

補則二 驛と自動車掌又は自動車運轉手との間に於て貨物又は現金を受授する場合は必要に應じ受授簿に依り其の事實を明かに爲し置くべし  
前項の受授簿の様式は鐵道局長に於て適宜之を定むべし  
第十九條 貨物の滅失、毀損又は延着に對する損害賠償に付ては鐵道の例に依る但し無蓋自動車に積載したるに因る損害に付ては鐵道省に於て賠償の責

に任ぜず  
第二十條 自動車に於ける貨物の運賃計算料率は貨物營業料率に依る  
通し運送する場合に於ける運賃計算料率は宅扱及小口扱貨物に在りては自動車と鐵道及航路を通過し車扱貨物に在りては自動車と鐵道及航路とは之を各別に計算す  
通し運送する場合經路二途以上あるときは左に掲ぐる經路に依り運賃計算料率を計算す  
一 經路の指定に應じたるときは其の低廉なる經路  
二 前號以外の場合には運賃總額に依て低廉なる經路  
註一 通し運送する車扱貨物にして鐵道又は航路を經由する場合に前後に於ける自動車の行程を通過するものとす  
第二十一條 小口扱貨物の普通貨率及特別貨率は鐵道に於ける小口扱貨物の例に依る  
車扱貨物の貨率は鐵道に於ける小口扱普通貨率より二割を低減したるものとす但し鐵道に於ける小口扱貨物に對し特別貨率の定まる場合は其の貨率に依る  
貨率の適用方は鐵道に於ける小口扱貨物の例に依る  
註一 貨物運送規則表貨物普通及特別貨率適用方第四號に掲ぐる貨物の例に依る

第二十二條 自動車に於ける貨物の運賃は小口扱普通貨率より二割を低減したる貨率に依り計算したる金額に對し夫々所定の割増を爲すものとす  
第二十三條 自動車に於ける貨物の運賃は小口扱は十超毎、車扱は百超毎の計算(十超又は百超未満の端数は十超又は百超に切上ぐ)とし其の運賃計算重量の最低を左の通とす  
一 小口扱  
火柴は十超、割増品(火柴類を除く)及之と他の貨物とを混じたるものは四十超、其の他の貨物は六十超  
二 車扱  
千五百超  
自動車發車扱貨物にして通し運送する場合に於ける鐵道又は航路の運賃計算總額は貨物の重量十超又は容積二十二立方米以下のものは十超、十超又は二十二立方米を越ゆるものは十五超とす但し長五・五米を越ゆるものは十五超とす  
前項の場合貨物等級表上減總數の表示ある貨物に對しては貨物運送規則第六十二條に定むる減總の取扱を爲す

第二十三條 小口扱貨物の割引貨率は鐵道に於ける小口扱貨物の例に依る自動車に於ける車扱貨物の割引貨率は別表に之を掲ぐ  
割引貨率の適用方は鐵道に於ける小口

第二十四條 貨物の積卸は各扱とも鐵道省の負擔とす  
但し左に掲ぐる貨物にありては時宜に依り貨主の負擔(通し運送の場合接続驛に於ける積卸を除く)とすることあるべし  
一 一箇の重量三百超又は容積一立方米を越ゆるもの

に於ける受授を明かに爲し置くこと  
と  
は著驛に於て之を作成すべし  
第十七條 車扱貨物を貨主の責に歸すべき事由に因り届先に於て引渡すこと能はざる場合の取扱方に付ては宅扱貨物の例に依る但し再配達の取扱を爲さず  
第十八條 驛の中間に於て貨物の引渡方の請求あるときは左の各號の條件を具備したる場合に限り之に應ず  
一 貨物引換證付又は代金引換貨物に非ざるべきとき  
二 貨物の損害等に關し留保を爲さずして引取を承諾するとき  
三 正當荷受人たることを確認し得るとき  
四 運輸上の支障なきとき  
補則一 本條に依り驛の中間に於て貨物の引渡を爲す場合は貨物通知書乙片記事欄に其の要旨を記載し著驛の例に依り引渡を爲し貨物通知書、著拂運賃料金を之を著驛に引繼ぐべし

補則二 驛と自動車掌又は自動車運轉手との間に於て貨物又は現金を受授する場合は必要に應じ受授簿に依り其の事實を明かに爲し置くべし  
前項の受授簿の様式は鐵道局長に於て適宜之を定むべし  
第十九條 貨物の滅失、毀損又は延着に對する損害賠償に付ては鐵道の例に依る但し無蓋自動車に積載したるに因る損害に付ては鐵道省に於て賠償の責

に任ぜず  
第二十條 自動車に於ける貨物の運賃計算料率は貨物營業料率に依る  
通し運送する場合に於ける運賃計算料率は宅扱及小口扱貨物に在りては自動車と鐵道及航路を通過し車扱貨物に在りては自動車と鐵道及航路とは之を各別に計算す  
通し運送する場合經路二途以上あるときは左に掲ぐる經路に依り運賃計算料率を計算す  
一 經路の指定に應じたるときは其の低廉なる經路  
二 前號以外の場合には運賃總額に依て低廉なる經路  
註一 通し運送する車扱貨物にして鐵道又は航路を經由する場合に前後に於ける自動車の行程を通過するものとす  
第二十一條 小口扱貨物の普通貨率及特別貨率は鐵道に於ける小口扱貨物の例に依る  
車扱貨物の貨率は鐵道に於ける小口扱普通貨率より二割を低減したるものとす但し鐵道に於ける小口扱貨物に對し特別貨率の定まる場合は其の貨率に依る  
貨率の適用方は鐵道に於ける小口扱貨物の例に依る  
註一 貨物運送規則表貨物普通及特別貨率適用方第四號に掲ぐる貨物の例に依る

第九條 自動車と船舶のみに跨り運送する場合は貨物引換證の發行を爲さず  
第十條 貨物の荷造包装に付ては鐵道の例に依る  
第十一條 貨物の荷札に付ては鐵道の例に依る

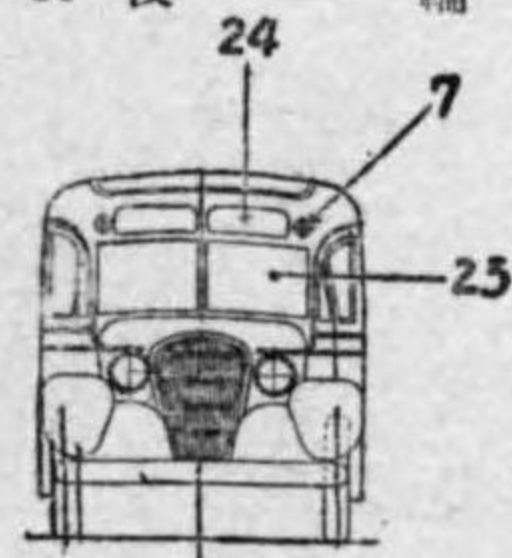
補則一 一自動車路線内發着の貨物にして運輸上支障なしと認めたるものは荷札を省略せしむることを得  
第十二條 一口の貨物が自動車に積付くべき状態に於て長二・五米、幅一・六米若は高二・三六米又は重量千五百超を越ゆるときは運送の都度分割して貨物の引渡を受け又は引取を求むることあるべし

補則一 本條の制限を越ゆる貨物にして一車に積載し得ざる爲分割運送する場合は左の各號に依り取扱ふべし  
一 最初の便にて運送するものは貨物通知書に依り其の他の便にて運送するものは貨物送付書に依る  
と但し通し運送する場合を除き貨物送付書は時宜に依り之を省略することを得  
二 發着は必要に應じ到着の都度引渡の手續を爲すこと此の場合貨物の引取時間は最終便の到着したる時より起算すること  
三 前二號の場合分割して引渡を受け又は引渡を爲すときは貨物送付書貨物通知書等に依り貨主との間に於ける受授を明かに爲し置くこと  
四 本條に依り分割して引渡を爲す場合の貨物保管料は一口として計算すること  
五 貨物通知書甲片又は貨物引換證は貨物全部の引渡を受けたる後之を交付すること  
六 現拂の運賃料金は著拂の運賃料金を引換代金、貨物引換證等は特別に定むる場合を除き受託若は最初に集貨の際又は最初に引渡の際其の全部を收受すること  
註一 第六號中の「特に定むる場合」とは貨物運送規則第七十九條補則二の例に依り取極め收受する場合を謂ふ

補則二 車扱貨物を發送又は搬送する場合に關係の向と打合せ其の都度運送の手配を爲すべし但し定期便に積載余力あるときは自動車に依り集貨又は配達を爲すものを除き定期便に依り運送することを得  
第十三條 自動車に於ける貨物の積卸は各扱とも鐵道省の負擔とす  
但し左に掲ぐる貨物にありては時宜に依り貨主の負擔(通し運送の場合接続驛に於ける積卸を除く)とすることあるべし  
一 一箇の重量三百超又は容積一立方米を越ゆるもの

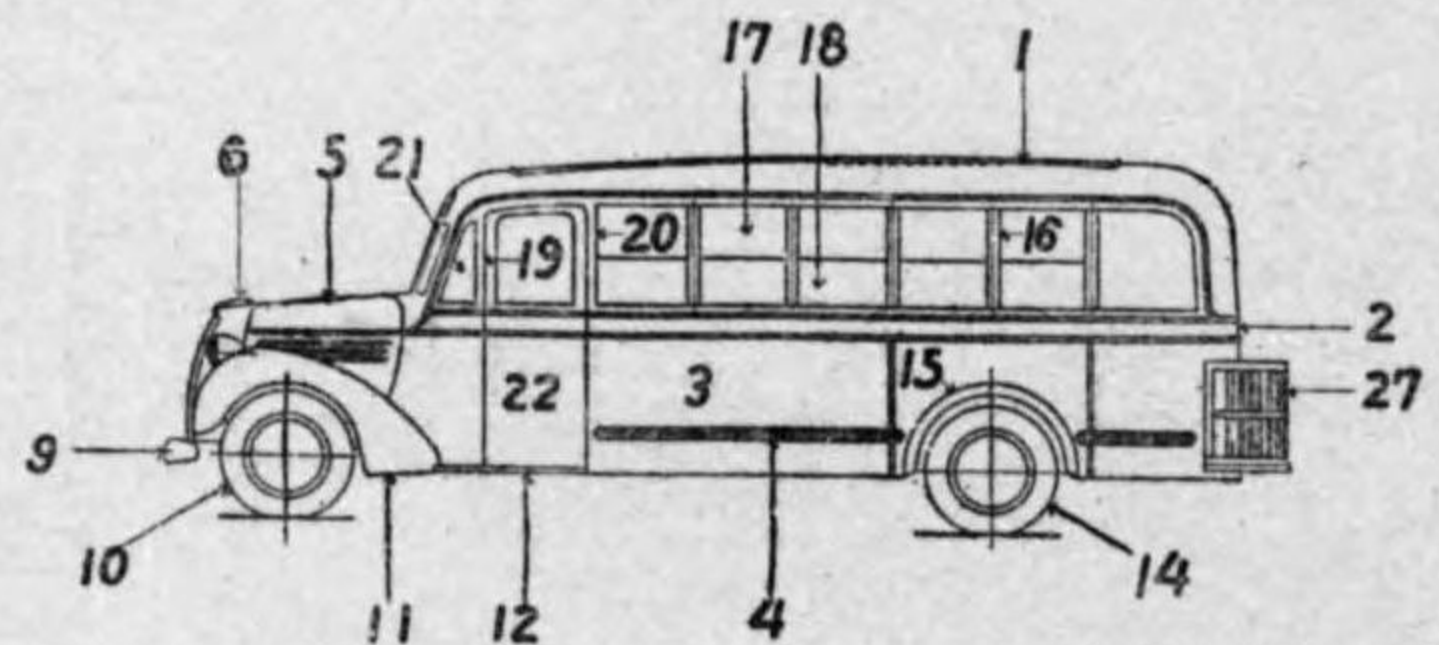
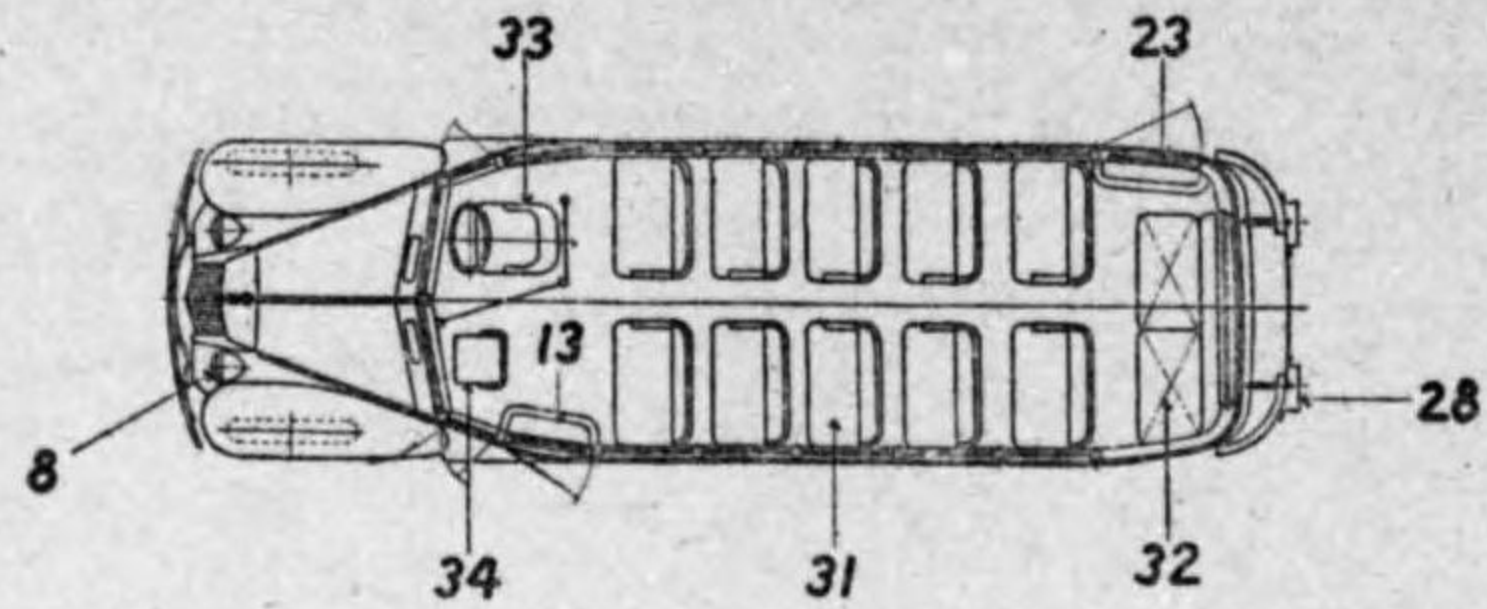
其の一(上二列)

- 1 根
- 2 板
- 3 帶
- 4 被
- 5 機
- 6 熱
- 7 示
- 8 前
- 9 前
- 10 前
- 11 前
- 12 後
- 13 後
- 14 後



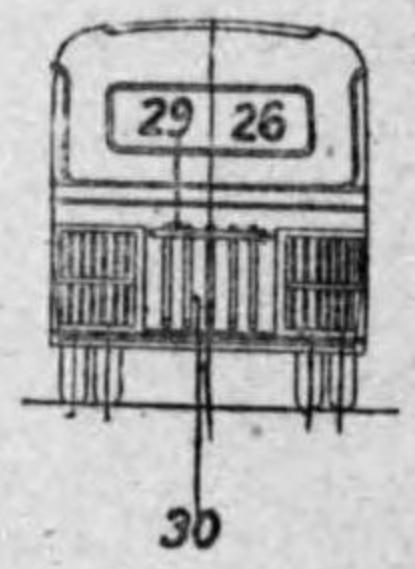
30 荷 摺 板  
34 助 手 腰 掛

C形旅客自動車名稱圖解



31 腰 掛  
32 折 疊 腰 掛

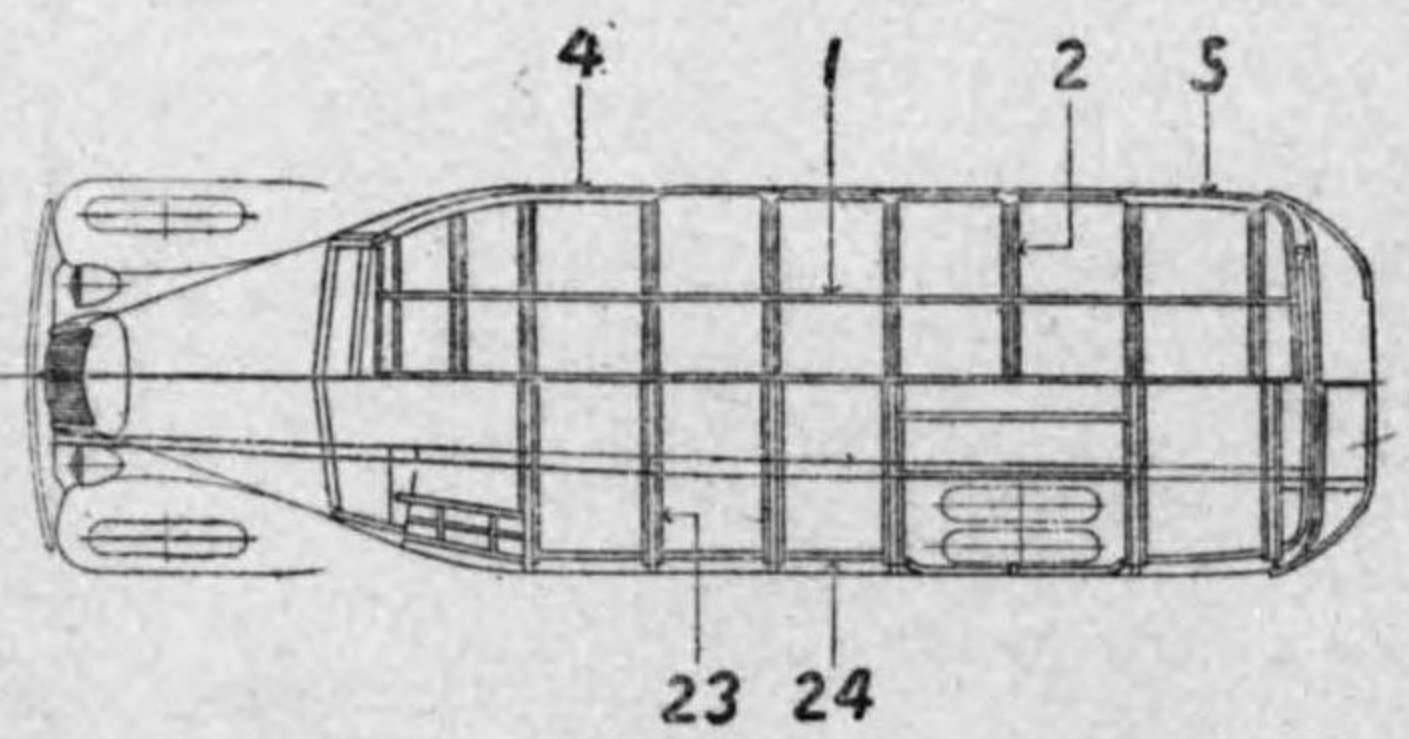
- 15 後
- 16 側
- 17 下
- 18 入
- 19 同
- 20 三
- 21 入
- 22 非
- 23 明
- 24 前
- 25 後
- 26 キ
- 27 ヤ
- 28 リ
- 29 自



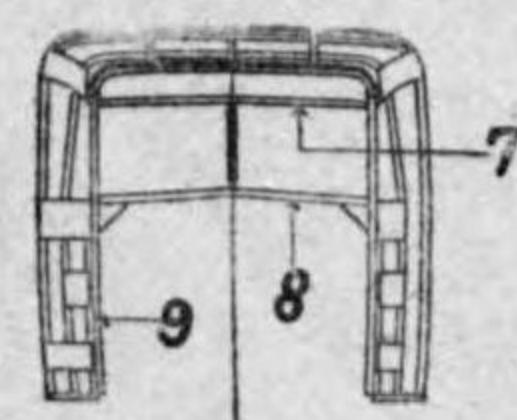
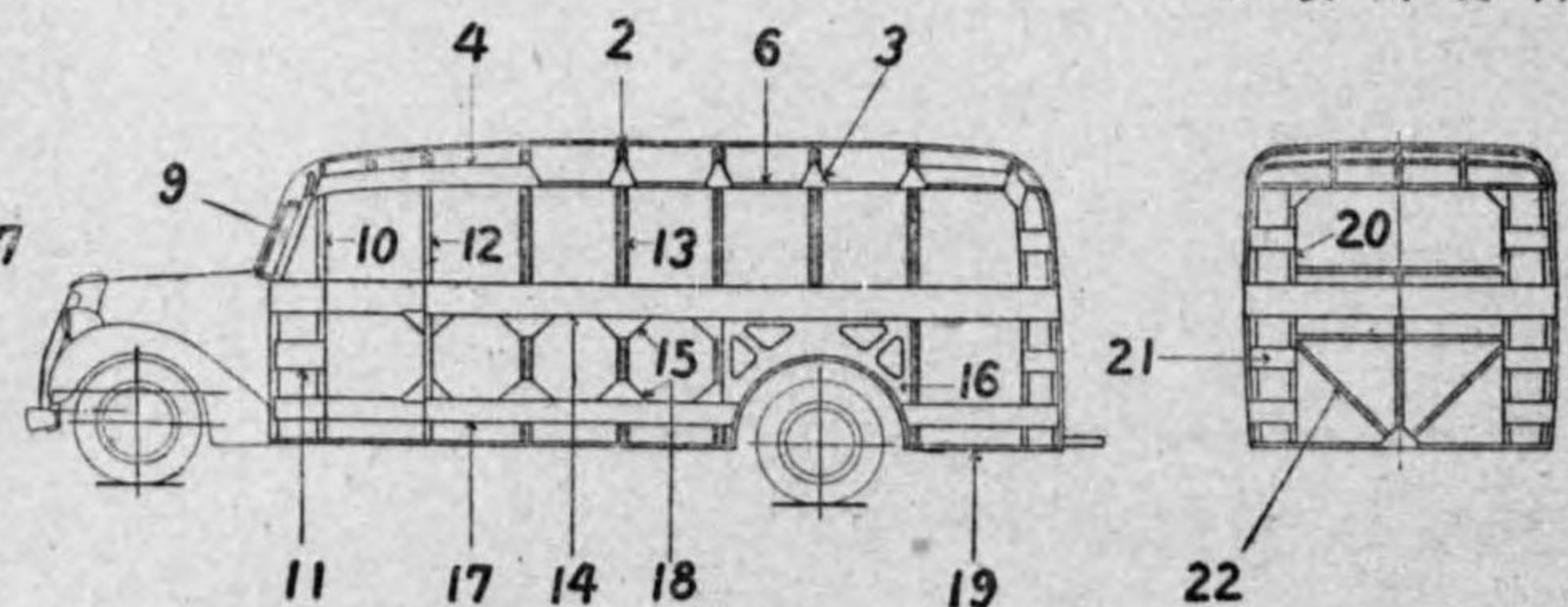
33 運 轉 手 腰 掛

其の二(下二列)

- 1 縦
- 2 鐵
- 3 同
- 4 同
- 5 同
- 6 長
- 7 前
- 8 前
- 9 入
- 10 入
- 11 入
- 12 入
- 13 側
- 14 腰
- 15 同



- 16 腰
- 17 張
- 18 補
- 19 強
- 20 帶
- 21 板
- 22 受
- 23 柱
- 24 太



投貨物の例に依る

第二十四條 左に掲ぐる貨物を小口扱とする場合の運賃は一口毎に計算したる金額に對し下記の割増を爲したるものとす自動車に於ける車扱運賃に付亦同

一 一箇の長四・五米、重量三百匁又は容積一・五立方米を越ゆるもの三割増

二 一箇の長六米、重量一匁又は容積三立方米を越ゆるもの五割増

前項の割増率を異にするもの又は前項の貨物と其の他の貨物を一口としたるときは其の高き率に依り運賃を計算す

第二十五條 通し運送する自動車發車貨物にして託送の際荷送人より秤量委託の請求あるときは著驛に橋秤の設備あるときに限り鐵道の例に依り之に應ず

第二十六條 通し運送する車扱貨物の運賃は自動車と鐵道及航路とを各別に算出して之を合算す

註一 計算上生じたる錢未滿の端數は最後に切捨つるものとす

第二十七條 貨物一口の運賃の最低は小口扱に在りては火薬は一匁、其の他は二十錢、車扱に在りては百匁に付十錢とす通し運送する場合に於ける車扱貨物運賃の最低は前條に依り算出したる合算額に付鐵道の例に依る

第二十八條 自動車を廻送したる後託送

取消しの請求に應じたる場合は貨主の責に歸すべからざる事由に因るときを除き既に廻送したる區間の往復の貨物營業料程に對し自動車廻送料として其の請求者より一車一軒迄毎に五錢を收受す

註一 廻送自動車が到着せざる以前に於て託送取消しの請求に應じたる場合に於ても既に廻送したる區間の往復料程に對し廻送料を收受するものとす

第二十九條 要價額表示料は通し運送する場合と雖全區を通し之を計算す

第三十條 貨物運送規則第二條、第四條、第六條、第十條、第十二條、第十六條乃至第二十二條、第三十一條、第三十二條、第三十六條、第三十八條乃至第四十二條、第四十七條、第四十九條乃至第五十二條、第五十三條第二項及第三項、第五十四條乃至第五十六條、第六十七條第一項、第六十九條乃至第七十七條、第七十九條、第八十一條乃至第八十三條、第八十五條、第八十六條、第八十八條、第九十條の規定は特に定むる場合及宅扱を除き本運送に之を準用す此の場合車扱に付ては鐵道に於ける小口扱の例に依る

註一 荷物代金引換規程、荷物運賃料金豫納規程等貨物運送に關する諸規定は別段の定あるもの又は條

理上適用範圍を限局せらるべきもの外は運送機關の如何を問はず適用あるものに付本運送に付ても亦當然之等の規定に據るべきものとす

補則一 貨物運送規則補則は特に定むる場合を除き本運送に之を準用す

補則二 驛長の權限に屬する事務は驛務掛に於て之を行ふものとす

附則

第三十一條 本規則は昭和十五年二月一日より之を施行す

車扱貨物割引率表

品目	發驛	著驛	貨率	記
博覽會、共進會、品評會等の出品物	省線及連	省線及連	二割減	本貨率適用條件は貨物運送規則別表貨物割引率表の例に依る
貨出文庫の圖書	"	"	三割減	一 本貨物は官公立圖書館、市町村、學校、青年團、女子青年團等の間に往復する貸出圖書に限る 二 本貨率は官公立圖書館長又は市町村に於て無料貸出圖書なることを證明したる書類を提出したるものに限り適用す
荷造用品 筒、瓶、罐、箱、樽、袋、叭、荷臺	"	"	五割減	本貨率は貨物引渡後三ヶ月以内のものを原簿に於て認めたるものに限り適用す
牛乳用空罐、空樽、運搬箱	"	"	五割減	本貨率は貨物引渡後三ヶ月以内のものを原簿に於て認めたるものに限り適用す
陶器類 (特別貨率の定なきものに限る)	"	"	四割減	本貨率は貨物引渡後三ヶ月以内のものを原簿に於て認めたるものに限り適用す
小口扱貨物の普通	"	"	四割減	

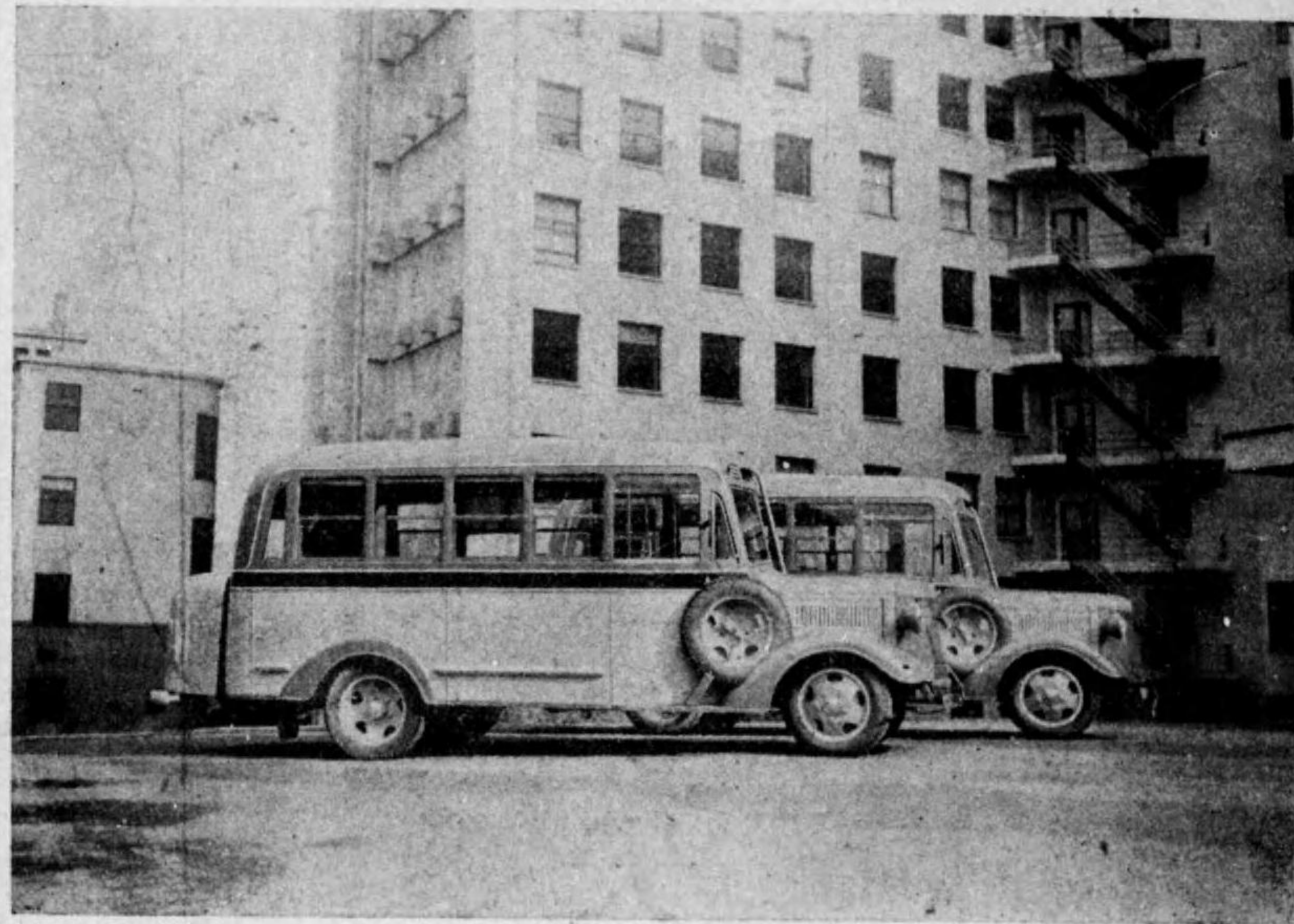
昭和五年十二月鐵道省告示第三百五十七號自動車運賃運送規則は之を廢止す

補則一 本補則は昭和十五年二月一日より之を施行す

昭和五年十二月鐵道第一〇六號自動車運賃運送規則補則は之を廢止す

第三十二條 本規則施行前引渡しを受けたる貨物に關しては從前の規定に依る本規則施行前持込み又は引渡したる貨物に對する貨物留置料に付亦同





# 東京トヨタ自動車販賣株式會社

本社 東京市芝區田村町五丁目  
電話 芝 (43) 4151-5 番

深川 サービスステーション 東京市深川區冬木町86  
電話 深川 (64) 0486 番

巢鴨 サービスステーション 東京市豊島區巢鴨 1-3277  
電話 大塚 (86) 7169 番

## 有所權版 史年十車動自營省

昭和十五年六月五日印  
昭和十五年六月十日發  
行 刷

### 『省營自動車十年史』

定價 金三圓  
(送料二十錢)

編輯者 菊池洋四郎  
東京市麹町區內幸町二ノ廿二  
發行者 伊藤 卓  
東京市芝區南佐久間町一ノ七  
印刷者 岩本 菊雄  
東京市芝區南佐久間町一ノ七  
印刷所 研文社印刷所

### 省營自動車十年史刊行會

乗合と貨物社内

東京市麴町區內幸町二丁目廿二番地  
幸新ビル



陸軍省  
海軍省

指定工場

自動車用  
航空機用  
スチームエンジン用  
ディーゼルエンジン用  
空気圧縮機用  
陸船石油發動機用

# 日本ピストンリング株式会社

本社 東京市芝區新櫻田町十七番地

電話銀座(57)  
1266  
1711  
3353  
7310  
7311  
7312  
7350  
7536  
7537

営業所 東京・横濱・名古屋・大阪

神戸・福岡・奉天・上海

工場 川口市元郷町

埼玉縣與野町

國産の權威

自動車用コード専門店

特殊電線の製作



# 三ツ矢電線營業部

東京市芝區今入町十番地

電話銀座(57) 専用六九六四番二五五二番

二六七六番五二一九番

東京市品川區南品川五丁目二八九番地  
電話高輪(44) 四七三六番

製造卸

電線電纜	自動車用
電燈コード	アロー印電球
輸出向コード	三ツ矢印テーパー
其他特殊線一般	電氣部品
	一般絶縁材料
	航空機用ワイヤー

工場

日産自動車株式会社  
 宮田製作所  
 大日本自動車株式会社  
 豊田自動車株式会社  
 其他官廳御用



磷酸塩皮膜・鉄・鋼・防錆法

パーカライゼンク

一般鐵鋼類塗裝仕上げ

全上防錆塗料下地

ボンテライト

自動車塗裝下地

アルミニウム・輕合金・防蝕法

アルボンド

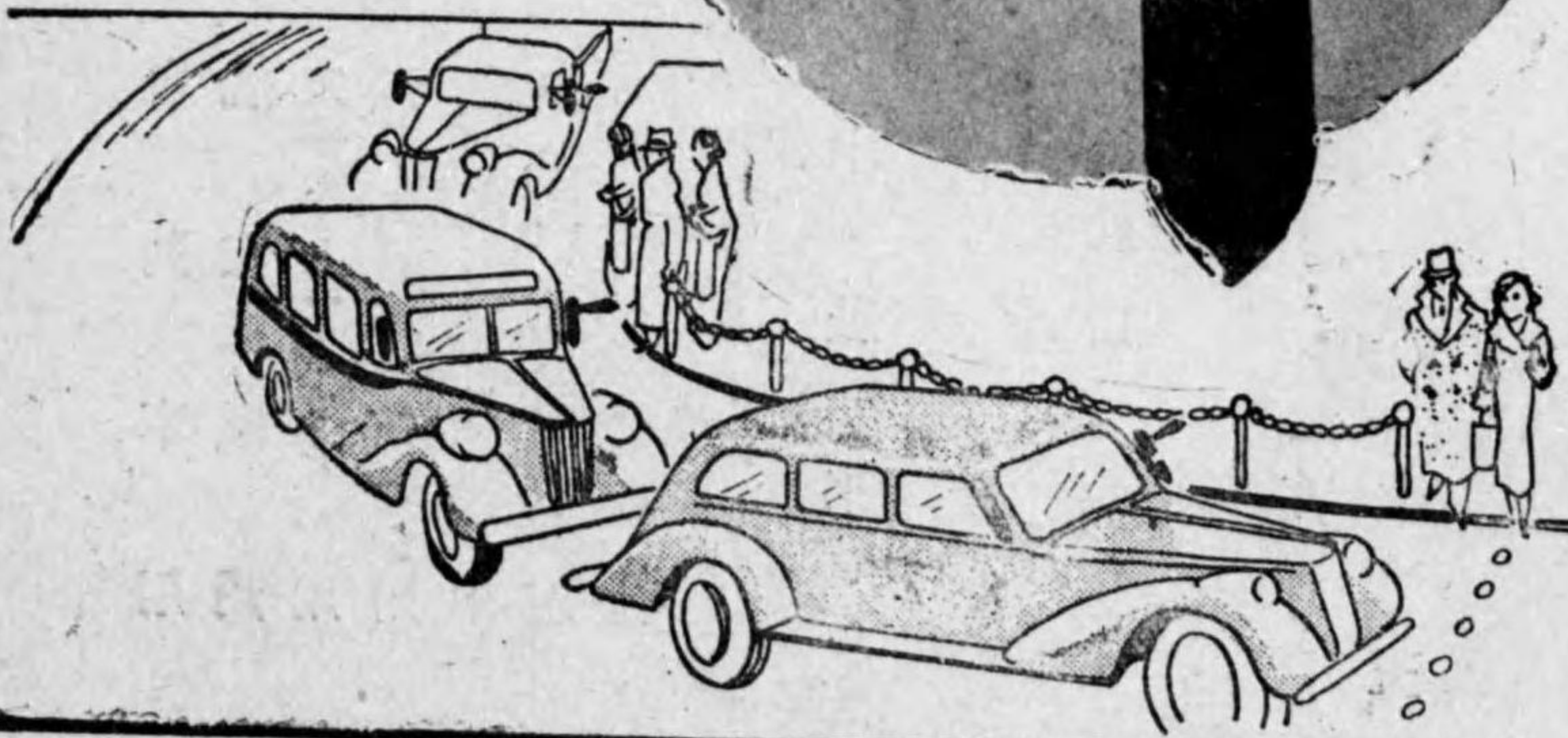
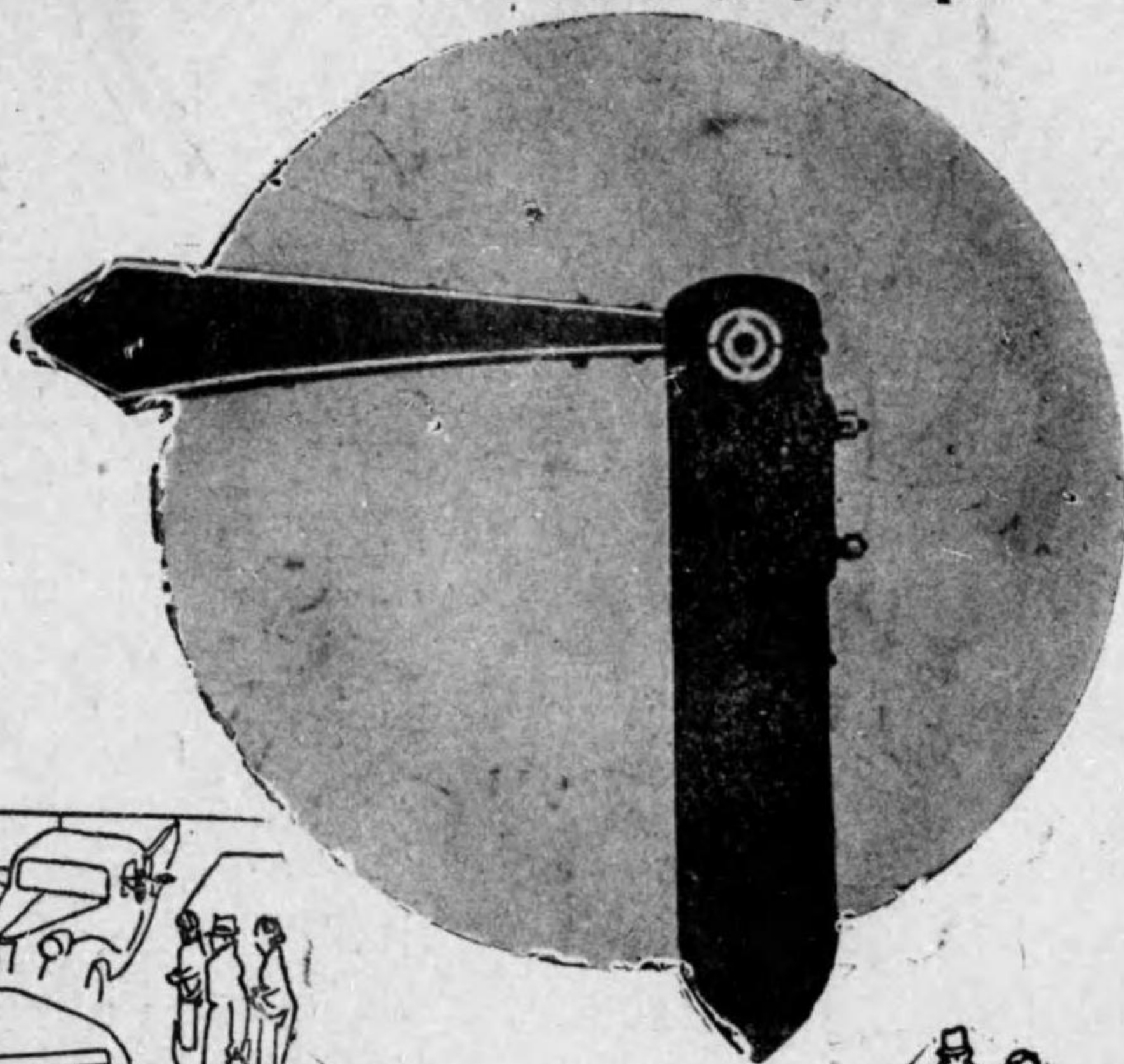
航空機・通信機・其他輕金屬塗裝下地



方向器界の最高峰

流星型

TO  
 手電  
 動動  
 式式



TO商會

東京市赤坂區田町一丁目一五  
 電話赤坂(48)三九一一番

TO商會大阪サービス部

大阪市此花區龜甲町一丁目九〇  
 電話福島六四八九番

純國産  
日本氣化器

營業種目

航空機用 カブレタ 11	自動車用 カブレタ 11	一般發動機 用カブレタ 11	船舶用 カブレタ 11	三輪車 オートバイ 用カブレタ 11	エアー クオリ ティ 11	フュー エル ポン プ 11	グア キユ ム タ ン ク 11	オ イ ル フ イ レ ン タ 11
--------------------	--------------------	----------------------	-------------------	-----------------------------	------------------------	----------------------------	------------------------------------	--

陸軍省御指定  
海軍省御指定  
鐵道省御指定  
商工省御指定



株式會社  
日本氣化器製作所

東京市品川區北品川五丁目四二八番地  
電話大崎(49)4366番4367番2783番

◎營業科目◎

自動車・オートバイ  
ディーゼル車・共車他一般  
マグネト・電氣ドリル  
小型モートル・其他電氣工具

◎責任修理◎

◎電氣裝置◎

{日本乗合協會蓄電池サービス部}  
{日本乗合協會電機修理指定工場}

電磁開閉器製作  
ナショナル蓄電池代理店  
GS蓄電池特約店

三宅電氣工業所

淺草區七軒町十番地  
電話淺草(84)4319・5297  
振替東京 47769

優良國産  
「誇る良品」

自動車附屬品製作卸

市金製作所

東京市芝區西久保巴町六〇番地  
電話芝(43)一〇〇番・一〇一一番

品川工場  
東京市品川區東品川四丁目三四番地  
電話高輪(44)三三二〇番

グンニイラ ノボケア



陸軍省鐵道省御用命

本社 東京市豊島區高田南町三ノ七八四  
電話(34)二八八六・六八三二  
工場 東京市豊島區高田南町三ノ七五二  
電話(34)七三三五  
工場 埼玉縣北埼玉郡羽生町  
電話羽生一五九九

曙石綿工業株式會社

營業科目

一般陸軍用自動車用  
一般軍用自動車用  
一般軍用自動車用  
一般軍用自動車用

乗合  
貨物  
定置式

太平式 木炭瓦斯發生爐



商工省獎勵金下付

登坂力強大  
始動迅速  
發生瓦斯完全清淨

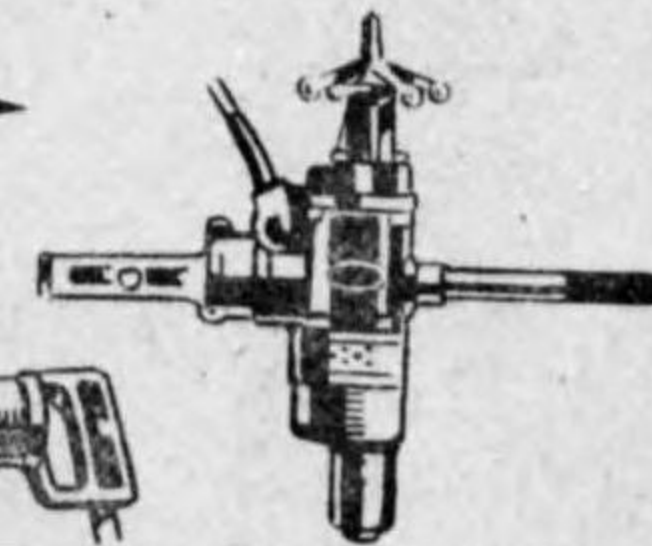
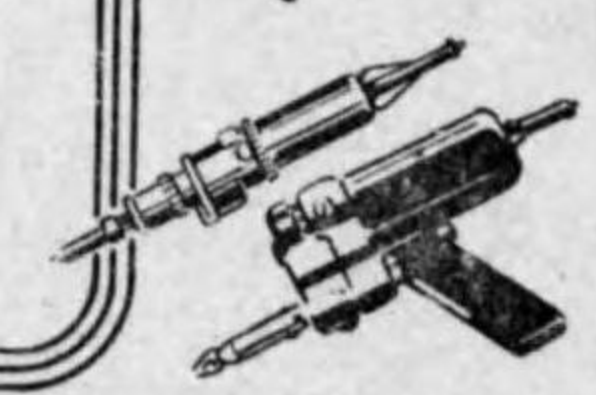
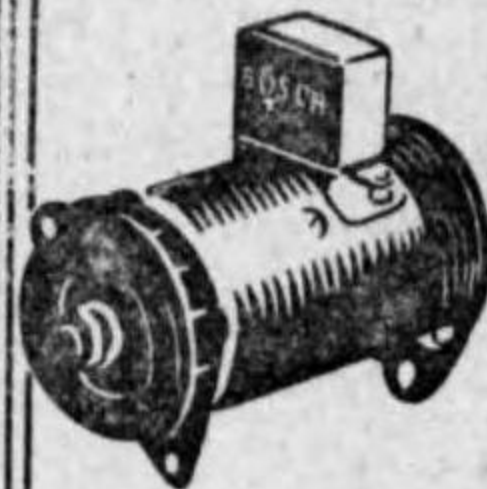
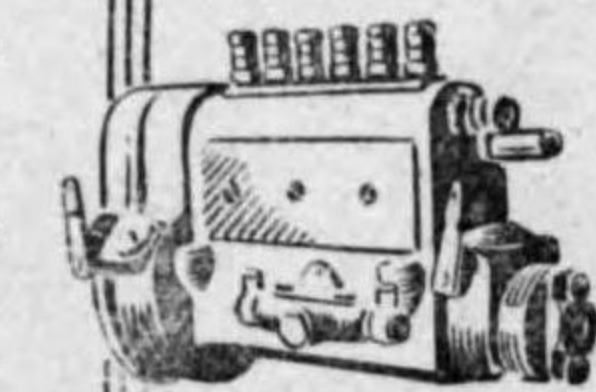
農林省認定獎勵金下付  
太平式定置式  
木炭瓦斯發生爐

太平自動車株式會社

東京市芝区新櫻田町

電話 銀座(57)6321-2番・7631-2番・7328番

Bosch



優秀なるエンジンに絶て優秀なる附屬品を裝備し、優秀なる製作工場は絶て優秀なる高周波電氣工具及びユニバーサル電氣工具を製造す。何卒世界的優秀なるボッシュ製品の御採用を乞ふ。

ボッシュ製品は五拾有餘年の貴重なる經驗を有す

總代理 日本及南洋總代理店  
ボッシュ・サレリス・ステーション  
イリス商會 米ツシユ部  
東京市赤坂區溜池町十五番地  
支店 神戸、名古屋、大連、奉天、マニラ  
東京、神戶、名古屋、大阪、京都、福岡、臺北、濟南、青島、天津、奉天、マニラ  
日本一販賣店 柳生商店  
神戶、東京、福岡、臺北

能力最優秀  
生産高全國一

理研式P型  
木炭瓦斯發生爐

關東總代理店に試運轉及教習何勝  
にも御需に應ず

エ・パイヤ自動車株式會社

理研木炭爐關東販賣所

東京・日本橋・吳服橋 電話日本橋(24) 代表一六一(四)

商工省獎勵補助金交付附

商工省獎勵金附

木炭瓦斯發生爐

理研式P型

自動車用



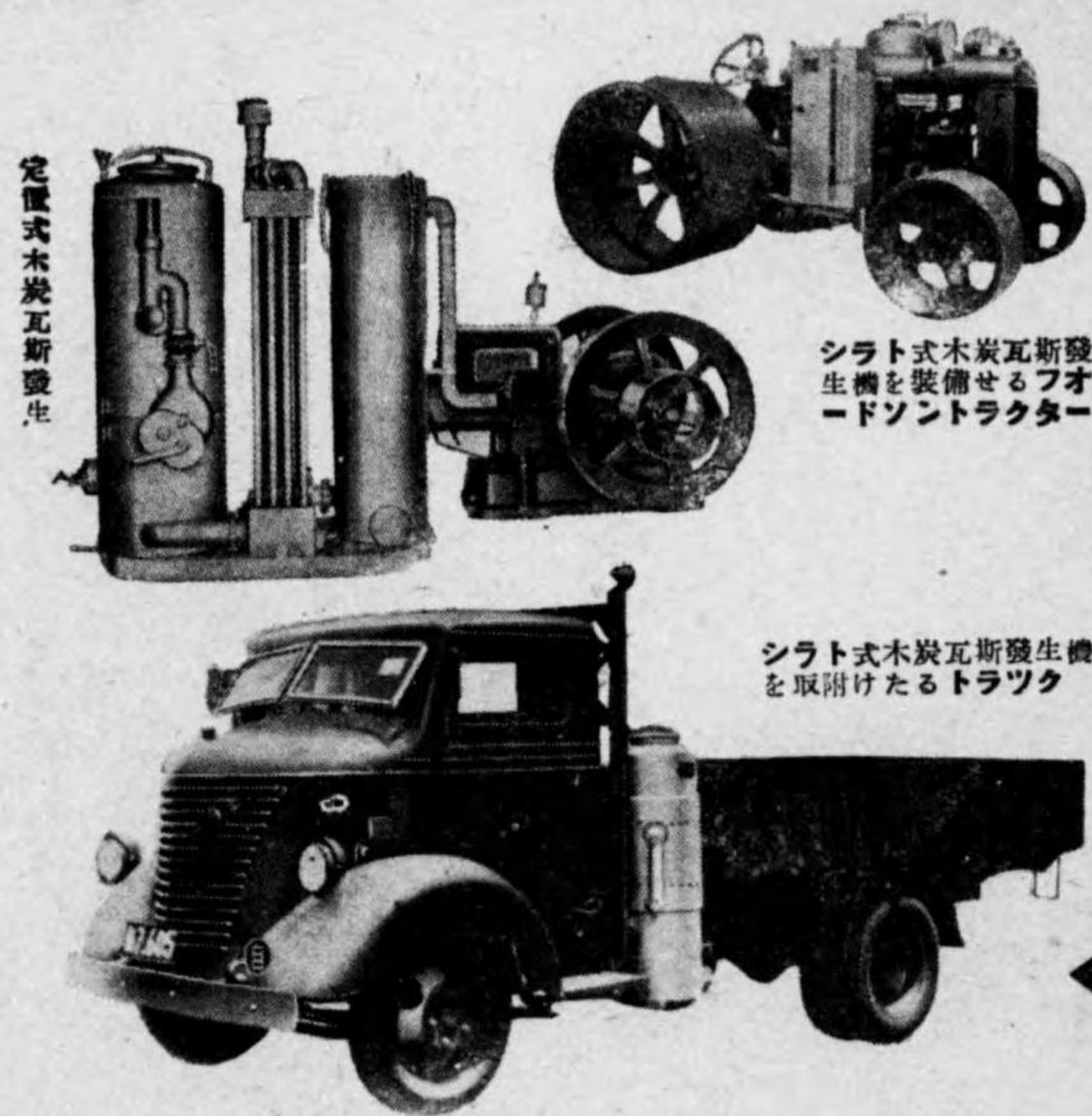
新型發表詳細は代理店又は  
本社へ問合せられたい

再生自動車 製作・販売  
再生エンジン  
天然瓦斯自動車

理研自動車改造株式會社

東京市芝区高浜町六丁目一番地 電話三田(45)1819・4739

商工省・農林省・獎勵金附  
特許 白土式 木炭瓦斯發生機



本機の用途  
 乗用自動車  
 貨物自動車  
 乗合自動車  
 各種掘削機  
 トラクター  
 ガソリンカー  
 ガソリン機関車

製造元  
日南瓦斯自動車商會

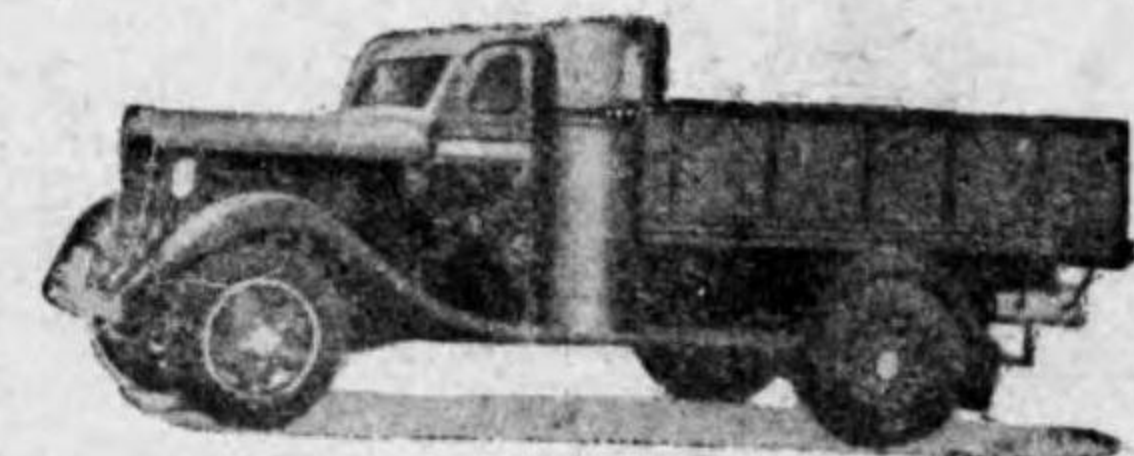
大森工場—東京市大森區大森七丁目八十九番地  
 電話大森06七、六三六番九、〇〇八番  
 横濱工場—横濱市神奈川區千若町三丁目一番地  
 (日産自動車加工部工場構内)  
 電話神奈川(4)代表一、一三五番(呼)

發賣元  
日産自動車販賣株式會社  
 東京市麴町區丸ノ内岸本ビル  
 電話丸ノ内代表四四〇一番

特許 商工省獎勵金附  
淺川式木炭瓦斯發生機

淺川式木炭瓦斯發生機は  
 最新の設備を誇る近代的  
 武藏工場に於て製作され  
 ます  
 年産五千臺の製造能力は  
 永年鍊磨の多數技術員の  
 整備と相俟つて愈々聲價  
 を高めて居ります  
 時局克服に淺川式木炭瓦  
 斯發生機を御採用下さい

貨物自動車用  
 乗合自動車用  
 乗用自動車用  
 其他内燃機關用



馬力、性能は優秀にして經濟  
 取扱頗る簡單なり  
 歴史は古く、設計は自動車の  
 研究が生んだ最新型なり

營業所 株式會社 一三六商行  
 東京・淺草・神吉・二三  
 電話根岸 2136・2137  
 製造販賣元 工場  
 中央線武藏境驛前  
 電話境 38  
 イ サ ム

# 油弁揮 產國

油弁揮号二  
油弁揮赤  
油弁揮黒



社會式株油石本日

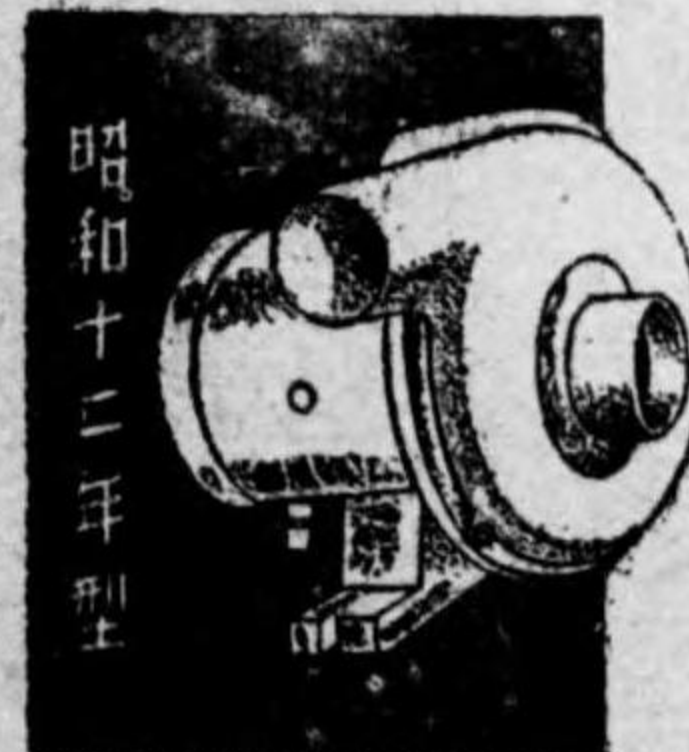
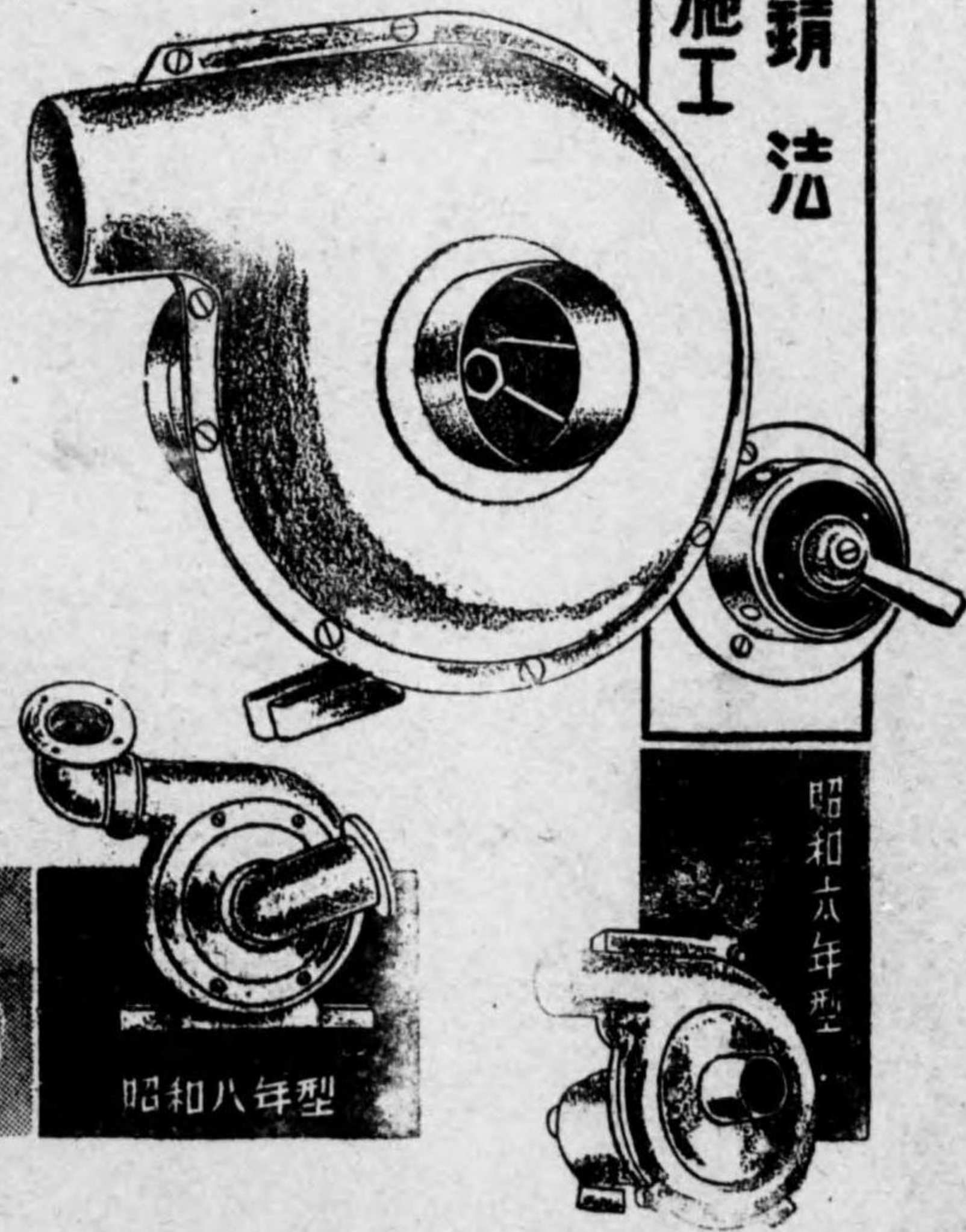
# 木炭爐用

電動送風機 電動吸風機

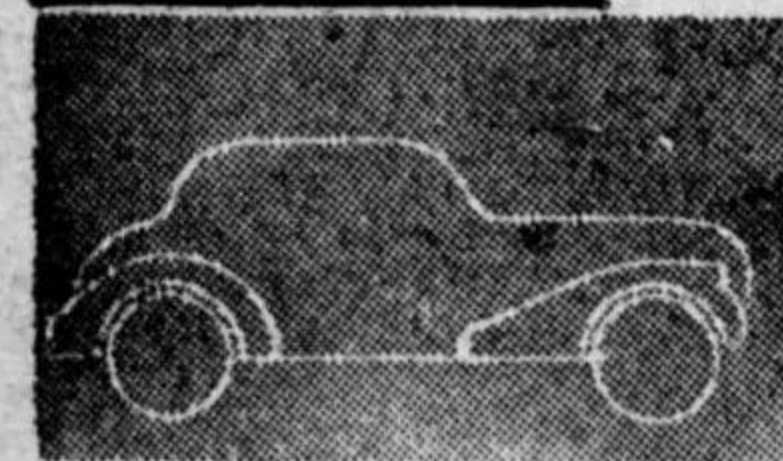
絶対防錆法  
(バライタシタ)施工

新製優秀品DF-5型

歴史八詰ル  
優秀性



昭和十二年型



昭和八年型



昭和六年型

關東代理店 富士工業株式會社  
販賣店 日本交通工業株式會社  
販賣店 萬歳貿易株式會社

交通電機工業株式會社

大阪市東區小橋西之町三六番地  
電話天王寺(77) 〇五一九・五七八二  
七六一三・九四〇九



# 古河自動車用蓄電池



古河電氣工業株式會社

本店 東京 丸ノ内  
電池課 東京 日本橋室町

社會式株造製品部車動自

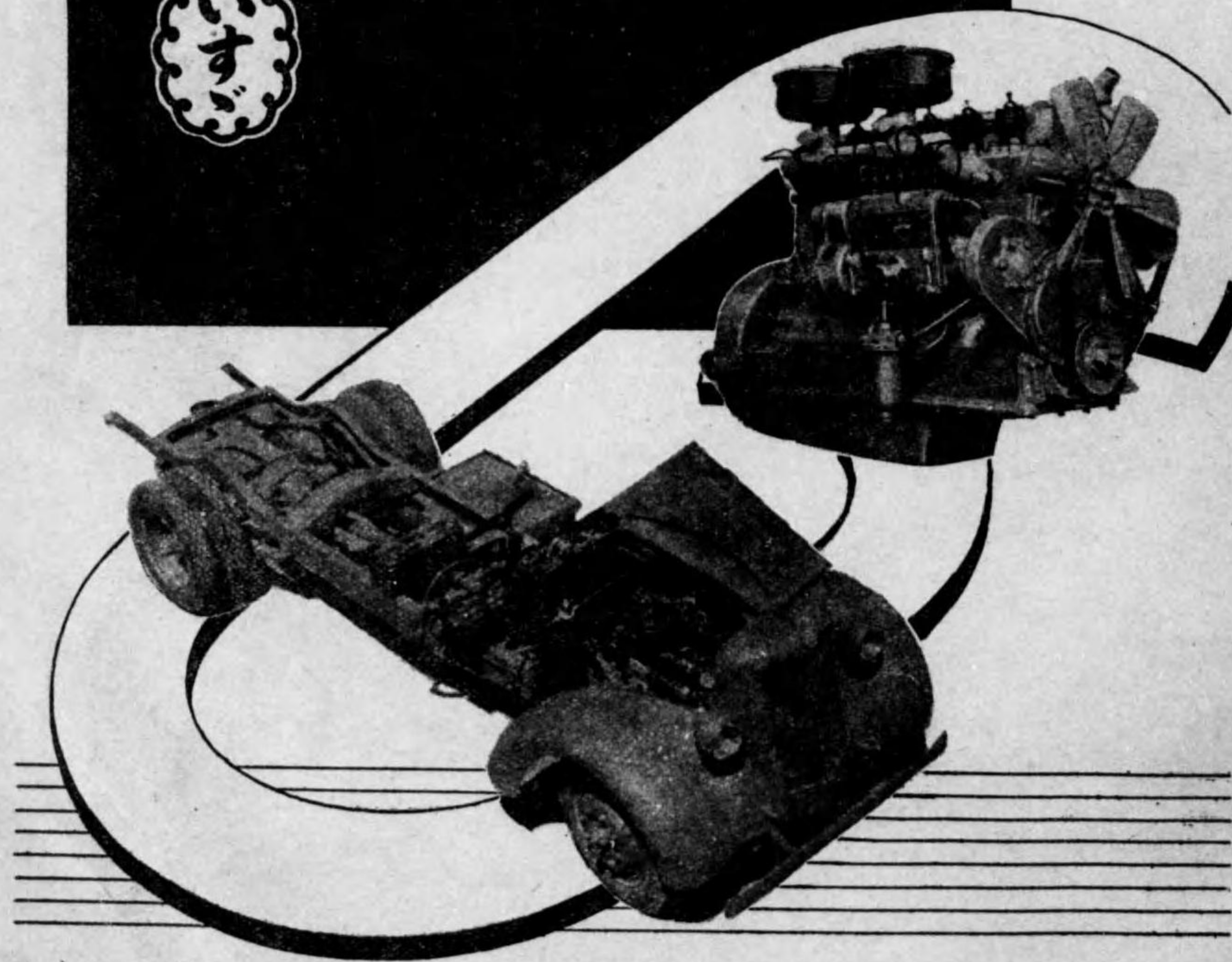
地番〇〇四町本字町場市區見鶴市濱橫

番三八〇四・二八〇四・一八〇四見鶴話電

誇れ國産いすゞの眞價

いすゞ

DA.40型ディーゼル自動車



東京自動車工業株式会社

東京・東品川

優良國産ラッカー

セルバ

航空機  
高級自動車  
車輜  
建築・家具  
機材  
織物  
玩具  
其他高級塗裝



關西ペイント株式会社

907  
16

終

